

ISSN 0914-8671

農村計画

農業土木学会農村計画研究部会

NO. 42

第24卷
1号

1995.8



農 村 計 画 第 42 号

目 次

はじめに	高橋 強	1
報 告		
1. 環境に配慮した農村整備の取り組み	岡本 雅美	2
2. 国民の価値観の変化と農村空間の整備	齊藤 政満	7
3. 農村にすまう	役重真喜子	16
4. 松尾村の景観形成	泉館 賢一	22
5. 綿帽子の里, リンドウの里	立花 徳彦	28
6. つくる農場から見せる農場へ —橋本ファームの挑戦—	橋本 輝雄	33
第16回現地研修集会パネルディスカッション記録		
「2050年に向けた地域ビジョンの確立」		36
事務局通信		44
刊行物案内		47
編集後記		48

表紙写真：萌えぎの館ヶ森（岩手県藤沢町黄海）

小高い丘陵が連なる岩手県東磐井地方。その南端に位置する藤沢町では、農地開発団地を結ぶ広域農道の傍らに生産～加工～流通～販売と交流の集積拠点『館ヶ森』が誕生した。

館ヶ森は、春の訪れとともに、咲き誇る花々の香りをのせて風がそよぎ、静かな北方調の農村景観の中へ、いまの“詩人宮沢賢治達”をいざなっている。

(写真提供：遠野市 及川純子)

第17回農村計画研究部会現地研修集会

農業土木学会農村計画研究部会

1. テーマ『農村環境の管理を考える』
一次代に引き継ぐ農村環境—
 2. 日時 平成7年8月23日(水)
研修集会及び懇親会
24日(木) 現地見学会
 3. 場所 岩手教育会館
岩手県盛岡市大通り1丁目1-16
Tel.0196-23-3301
 4. プログラム
- (1) 研修集会 8月23日 9:30~17:00
- 受付 9:00~10:00
開会 10:00~10:20
プロローグ 10:20~10:30
岩手大学農学部 広田 純一
- 午前の部
- 講演① 10:30~11:20
『環境に配慮した農村整備の取り組み』
日本大学農獣医学部 岡本 雅美
- 講演② 11:20~12:10
『国民の価値観の変化と農村空間の整備』
農林水産省構造改善局 齊藤 政満
- 休憩(昼食) 12:10~13:00
午後の部
- 講演③ 13:00~13:50
『農村にすまう』
岩手県東和町農林課 役重 真喜子
- 講演④ 13:50~14:40
『松尾村の景観形成』
(社)松尾八幡平観光協会 泉館 賢一
- 質疑 14:40~15:00
- 講演⑤ 15:00~15:50
『綿帽子の里、リンドウの里』
岩手県指導農業士 立花 徳彦
- 講演⑥ 15:50~16:40
『つくる農場から見せる農場へ』
(有)アーク(岩手県藤沢町) 橋本 輝雄
- エピローグ 16:40~16:50
岩手大学農学部 広田 純一
- 閉会 16:50~17:00
- (2) 懇親会 平成7年8月23日(水) 18:00~20:00
場所 盛岡市 ホテル東日本
- (3) 現地見学会
平成7年8月24日(木) 8:00~16:00

環境に配慮した農村整備の取り組み

岡本 雅美*

1. 課題の限定

今や経済優先の時代は去って「環境」の時代であり、農村整備といえども、環境に配慮して行うことが要請されている。

だが、農業土木事業に関係する者にとって、「環境に配慮した農村整備の取り組み」という課題に直面したとき、その内容となると具体的にはかならずしも判然とはしない状況があるのではないだろうか。すなわち、この「環境」というテーマは大流行している課題であって、総論一般論抽象論としては誰にとっても自明のこのようであるが、一步踏み込んで農業土木事業のなかで、すなわち農林水産省の農業農村整備事業の枠内で実施する実際の事業の各論具体論として物理的次元に下ろして具体的に考えてみると、その具体像は必ずしもよくは分からない人も多いのではないだろうか。

そこで、表題に即して、まず、なぜ今、農村整備、更に具体的に事業枠で言うて農業農村整備事業においても、「環境」への配慮がなぜ必要になってきたのかという観点から、農業農村整備事業と時代の要請との交錯の展開過程を考察してみたい。

なお考察にあたっては、ここでいう「環境」とは何を指すのかという問題がある。環境という用語を広義に解すれば、後述するように、農業農村整備事業(=土地改良事業)は、生産環境の整備に始まり、生活環境の整備に拡大し、近年さらに自然環境の整備にまで及んだということもできるからである。ただし本稿では議論の都合上、通常の問題でいうところの環境、すなわち、生産・生活を囲む背景としての、人工的人為的な加工を含

む自然環境と解しておき、景観やアメニティについては、とりあえずは含めないでおきたい。後者は、美しい農村づくりやグランド・ワークへの助成など、農村農業整備事業の分野に加えられつつあるが、ソフトが主要な事業はなお行政的には当該事業枠になじみにくいように思われるからである。

次に、ここで農村整備とは何を指すかを限定しておきたい。

話が少しそれるが、開発途上国におけるODAなどで、農民の生活や農業生産の向上を目指す事業を実施するとき、従来のダム・頭首工・水路などの構造物の築造といった物理的具体的な重厚長大のハード中心の大規模な水利事業などだけでは、事業が本来目的としているはずの農民や住民の生産と生活の向上という目的が実現できなかったという反省がなされている。そして、小規模重視、ソフト重視に加えて、“integrated”という言葉でしばしば表現されるように、水利事業以外にも多種多様な事業を、総合的に組み合わせる実施することの必要性が、近年強調されてきている。

このような状況は日本でも似たところがあって、農村整備という課題を字義どおりにとらえれば、開発途上国の場合と同様に、灌漑排水などの生産基盤の整備や小規模の道路や水道のような生活基盤の整備にとどまらず、少なくとも、営農作目の選定・栽培技術・生産物処理・貯蔵・加工・流通・販売・金融・農協や水利組合のような組織づくりといった分野にまで及ばざるをえないことはいうまでもあるまい。

しかも後述するように、農村の景観やアメニティや、さらには「環境保全」までを視野に入れるようになった今では、環境一般、あるいは字義どおりの農村整備一般

* 日本大学農獣医学部 (おかもと まさみ)

ということになれば、範囲や対象はきわめて広範なものになる。だがそれでは私の能力をはるかに越えるし、今回は農業土木学会の部会での話題提供ということから、本稿の課題を、いわゆる農業土木技術者名簿の世界からの取り組みという範囲に限定させていただきたい。ここで農業土木技術者名簿の世界の事業とは、行政用語で言えばおおむね農業農村整備事業、つまり農水省構造改善局建設部を中心に行われている物理的具体的な、単なるソフト指向の事業ではなくてハード指向の事業で、その取り組み対象や事業対象も、限定されているから、現況のその範囲に限らせて頂きたい。

日本の事業展開の簡単な復習に続いて、ヨーロッパの典型事例を挙げて、環境に配慮すると農村整備はどのようなものになるのかを紹介する。

次いで、農村整備という前に、農村整備の事業の対象として現在の日本の農村を見るときに、どのような区域割りや種別を考慮しておくべきかについて、近年私共が作業に用いている仮説的分類を私見として述べる。

最後に、環境に配慮したとき農業農村整備事業の事業対象や分野がどこまで広がるか、オランダのドラマチックな事例を紹介する。

2. 日本の「農業農村整備事業」の展開過程

本稿の課題を直接検討するまえに、課題の意義と意味を歴史的に理解するのに便利だと思うので、以下、農林水産省構造改善局が実施している「農業農村整備事業」の歴史的な展開の過程を、思い切って大胆に単純化をして振り返ってみたい。

そもそも農業土木という述語自体は、学会と連盟と専門官の名称ぐらいに使われているだけで、官公庁やジャーナリズムも含めて世間一般では意外に使用されていない。

(1) 戦前の生産基盤整備～水利と農地開発

現在の「農業農村整備事業」に当たる農業土木事業は、明治以降では、まず、耕地整理事業と水利事業であった。当時は、水田水稻栽培を対象とした、いわゆる生産基盤、より正確にいえば、農地基盤の整備が中心で

あり、農業水利（灌漑排水）と農地開発（干拓開墾）がその実体的な主要な内容であったと思う。念のため付記すれば、地主制のもとでの耕地整理事業（圃場整備事業）は、労働生産性向上を主眼とする戦後のそれとは異なり、土地生産性の向上や畦畔整理や低湿地や湖沼の局地的干拓・埋め立てによる縄延びや耕地の拡大や用排水の整備といった事業であり、その内容は実体的には水利や開発の事業であったとみたほうが正確であろう。

すなわち、戦前の（耕地課が行った）農業農村整備事業は、主として、生産基盤・農地基盤、あるいは生産環境の整備であった。

(2) 土地改良事業～圃場整備・畑地灌漑・草地開発～水田開発

戦後、耕地整理と水利事業は土地改良法に基づく「土地改良事業」に統合再編され、戦前の事業内容に加えて、農地改革によって創出された零細自作農の労働生産性の向上を目指す機械化農業のニーズに応じた圃場整備事業が本格的に始められた。また、畑地についても水利事業が導入され、草地の開発事業も開始された。ただ、この段階でも、開拓（入植）事業もほとんどなくなっていき、主として圃場整備や畑地灌漑のようなより高度の生産基盤の整備の事業に止まっており、生活基盤の整備までは踏み出していなかったことはよく知られておりである。

この段階でも、なお生産環境の整備の時代であった。

(3) 農業農村基盤整備事業～(基本的)生活基盤

その後、「土地改良事業」が「農業農村基盤整備事業」に改編されるに至って、事業の範囲や対象が、従来のような生産基盤（農地基盤）だけでなく、農村の住民の生活基盤にまで、若干ではあったが拡大された。

すなわち、上下水道（後者は「集落排水」と呼ばれる）・集落道路・農村公園といった基本的な社会資本の整備まで事業の対象に加えることがようやく可能となった。

農村の生活の様式や意識が「都市化」し、農村の所得と都市サラリーマンとの均衡と同様に、日常生活においても、水洗トイレに象徴されるような都市的な生活が、

過疎対策や定住化促進のためにも要請されるようになってきたからである。

農水省は「農業」省であって「農村」省ではないから、農村の問題だからといってすべての問題を取り扱うことができないのが日本の行政である。したがって本来、農林水産業以外の農村の問題を農業農村整備事業の対象とはできないのであるが、例外的な風穴があげられたのである。

しかし、この段階では、生活基盤とはいっても、上下水道や集落道路のような第一次的な基本的で必需品的な生活基盤に限られており、より高次の生活基盤であるアメニティや景観に直接配慮する事業は未だしであった。

つまり、この段階から、(基本的・必需的)生活基盤整備も行うようになった。

(4) 農業農村整備事業～+アメニティ

「農業農村基盤整備事業」がさらに「農業農村整備事業」と改編された時期に、アメニティや景観に直接配慮する事業が可能になった。

土地改良資産である農業用排水路や溜め池やダムを材料にして、地域の景観やアメニティを改善して地域の活性化をはかっていく事業である「水環境整備事業」がその好例である。

この段階では、生活必需品を越えたより高次の社会資本の整備が始められた。あるいは、より高次元の自然環境やアメニティや景観といったものまでを、整備されるべき社会資本の範疇に含めるような社会的コンセンサスが成立したといってもよい。

(5) 「環境」への配慮

このように、日本の農業農村整備事業(土地改良事業)は、生産基盤(環境)から生活基盤(環境)へ、さらに高次の生活基盤(環境)へとその対象を拡大してきたのであり、このような時代思潮の流れのなかで「環境」というキーコンセプトが農業農村整備事業のなかに取り込まれることになったと解される。

3. 環境に配慮した事業の事例

～ヨーロッパの場合

では、環境に配慮した事業とは、具体的にはどんなものになるのか。ヨーロッパの先駆的先進的事例をみてみたい。

ここで日本ではなくてヨーロッパ事例を取り上げるのには理由がある。日本の社会では、農業は本来、自然保護とまではいかないまでも自然破壊的であるとまでは考えられていない。それどころか、水田の国土保全や災害防止の効果が主張される社会である。したがって、たとえば山間の谷津(戸)田の保護を巡っては欧米風な議論が成立しにくく、日本に即した考察から始めると議論が混乱し混濁してくる。そこで、農業を明確に自然保護の側にはなくて自然破壊の側に位置づけている欧米の事例や議論のほうが、この問題の骨格がはっきりと見えやすいから、ヨーロッパの事例紹介から始めるのである。

(1) (地下)排水改良の中止

ドイツは、水田水稲栽培を行う日本と異なり、畑地農業だから、湿地は普通畑としては利用しにくく、低劣な農地でしかない。だから湿地は、しばしば採草放牧地や草地としてしか利用されない。

このような農地でもその豊度を少しでも上げようと思えば、北海道で実施したような、明渠排水を行って地下水位を下げるのが望ましい。ところが、ドイツでは近年、このような場合にも(地下)排水を実施して土地生産性を向上させることを、自然保護の観点からほとんど禁止しているようである。

ところで、近年の自然生態系の重視と保護の潮流のなかで目立つことの一つだが、湿地は自然生態系の保護にとってきわめて重要な区域であると見なされてきている。日本人にとっては長い間、特に農業土木技術者にとっては、湿地は低劣な土地であり、干拓や埋め立てによって閉田すべき対象として見られてきた。最近、宮城県の伊豆沼がラムサール条約の指定地になったが、旧来の農業土木の視点からすれば、水深が深くて心ならずも干拓しきれなかった残存沼の部分が指定されたのであり、干拓当時は、現在のような自然保護の視点は登場しておらず、決して自然保護を目論んで干拓し残したわけではない。(念のため付言すると、これには水源温存や洪水制

御の問題もあるが、ここでの議題ではないので省略する。)

ついでに紹介しておけば、このような自然保護を目的とした土地改良の禁止や、飲料水水源である地下水水質汚染防止のための農業使用の禁止や制限といった措置は、結果としては農産物の生産制限につながり、日本のコメのような過剰生産に悩むヨーロッパの国々の悩み解消の一助となっている。

ちなみに、日本では生産調整のような作付面積の制限で減産をはかるが、ヨーロッパでは自然保護といった別のしかるべき旗印で、部分的に作付面積を制御したり、作付量や飼育量の原単位を下げることでも減産がはかられてはいるが、またこのように土地生産性の向上を禁止したり、ローインプットを強制して、その結果として減産を実現している。表面的建前的なスローガンだけでヨーロッパの農業政策の意図と効果を短絡的に解するのは危険であろう。

(2) 圃場整備における曲線化・無舗装化・灌木等の扱い方

かつてはドイツでも、圃場整備事業の実施のさいには、分散錯圃の集団化とともに、増改築される道路は直線化されており、自動車や農業機械の走行に備えて舗装された。しかし、近年では、直線は醜いと見なされるようになり、道路も極力、曲線化されるようになった。また、舗装も極力廃止ないし最小限にされ、履帯の当たる部分だけ舗装するといった舗装方式なども採られるようになってきている。

さらに、農耕作業の障害になることから、圃場整備事業のさいに以前なら切り払われていた灌木なども今では敢えて残す工法が採られるようになった。このような植生については、事業実施にあたって専門家がいちいちその評価を行い、保存の要否を決める方式が採られているようである。

このように、(自然)環境に配慮した農業農村整備(=土地改良)事業が論理的に行き着くところは、ドイツの先行事例に見られるように、日本の現況からはかなりかけはなれたものである。

4. 農村の位置づけ

次に、一口に農村整備と言われても、今では農村とはどの区域を言うのかが問題である。早い話が、中山間と都市近郊では話が違う。そこで農業農村整備事業の観点から「農村」という概念をどのように捉え、あるいは分類すれば便利であるかという観点から、近年私たちが使っている作業概念を紹介してみたい。

かつて、農村とは、都市に対立する区域として、かなり明確な区域であった。少なくともヨーロッパの中世城郭都市のように城壁で歴然と区切られた区域であれば、都市と農村の区別は自明であり判然としていた。

この区別が日本ではヨーロッパほど明確ではなかったということらしいが、少なくとも戦前の日本では、いわゆる農村には、農民が農地で農業を営み、農家の家族が住んでいたと見て差し支えなかった。

日本の農村で、このような農村・農業・農家の三位一体が本格的に崩れたのは、戦後の経済の高度成長期であった。すなわち今や、農家が住み、農業的土地利用を行っているところであるとは言い切り難い農村が広く出現した。

まず、住民についていえば、ある種の農村(この点については後述する)では非農家が混在してきていて、土地利用の面積からみれば依然として農業的土地利用が卓越しているものの、住民についていえば、非農家の移住民が増えている。

農地についても住宅や工場・事務所・商店や学校・病院等への転用も進んできて、地域の産業の構成も、農業主体とは言い難い状況になってきている。

さらに言えば、農家自体が、本来の専業農家から、兼業農家、それも農外収入のほうが多い第二種兼業農家が大半をしめるようになってきたし、多くの家族が他産業に就職して通勤しているような、ある意味では一家は全体としてはもはや農家とは言い難い状況になっている家族も多い。

かつては地域農業の担い手としての中核農家の良き指標であった「専業農家」が、むしろ高齢で他の職種から引退して結果的に農業専従専業の形となった人達で占め

られるようになって、農業センサスに問題を生じているといった状況である。

このような状況が出現しているの、農村を見るときには、就業機会を保有する都市との関連で次のように分類すると便利であった。ここで都市といっているのは、住民がその住居から通勤できる就業の機会が得られる場所を意味している。

いま、このような視点から農村(=非都市)地域を単純化して分類してみると、都市(の旧)市街地区域・新興(通勤)住宅地区域・在村通勤(可能)区域・通勤不能区域とになる。

ここで新興住宅区域とは、戦後の都市区域の拡大によって市街部への通勤者たちが新たに住宅を建てた地域であり、多くの場合、なお多くの農地が残存して新興住宅と混在している。混住地域とか都市近郊地域とか呼ばれているものがこれに当たる。

在村通勤区域というのは、都市に連なる新興住宅区域のさらに外周にあって、今の時点では都市市街部への通勤者がその住宅を建設するには遠すぎるが、従来からの住民で、例えば生家があって自動車等を利用すれば、多少遠距離ながら都市に通勤できなくはないといった位置にある農村である。このような生家や所有地を利用できる通勤者は、多額の資金を掛けてまで新興住宅地に住居を新築しようとはせず、多少遠距離ながら、従前から住んでいる集落から通勤するほうを選択していると思われる。

そのさらに外側の地域は、もはや都市への通勤ができない地域であり、中山間地域のある部分や山間地域がそれに当たる。

要は、環境に配慮した農村整備と一口に言っても、このような地域の立地条件を下敷きにしてそれぞれの個性を考慮しなければならないのではないかと考える。

5. 自然の保護から創出へ ～種の多様性の保存

しかし、(自然)環境に配慮するという考え方は、突き

詰めていくとついには人間の産業や生活活動の否定にまで至るのである。その好例は、オランダの干拓地で5,600 haの規模の湿地保護地の「創出」である。「この地球を造りたもうたのは神だが、オランダ(という土地)を造ったのはオランダ人だ」というのは、干拓で国土の大半を造成してきた誇り高いオランダ人が好んで口にするジョークだが、このように営々と努力して造成した国土を、あえて自然保護地やサンクチュアリにしまったのである。

オランダのデルタ・プランに先行するゾイデル・ゼー(現アイゼルメール)の5大干拓地(ポルダー)の最後の一つは、日本の中海干拓の本庄工区さながらに、干拓堤防は完成したものの干陸はされないままであるが、それに先行した現時点における最後の干拓地である南フレーヴォランドの海岸にある、オストファーデルプラッセンがそれである。水辺の湿地から乾燥した陸地まで、水面や水辺の草地から自生した樹木まで、8タイプの生態系を含む広大な自然保護区を創出したのである。そこでは飛来する野鳥はもとよりわざわざ入れた野生馬まで生息している(!)。

ちなみに、この南フレーヴォランド干拓地では、面的には依然として農地が多いし都市や工場の用地もあるが、約25%の土地が、森林や野外レクリエーションや自然保護地に当てられている。

本題をはずれるからここでは詳述しないが、時代は人間に快い自然保護から多様性の保全にまで向かおうとしているようである。

6. あとがき

以上、景観やアメニティには触れなかったが、農村や農業の存在理由として、食料安保や国土保全から、農村景観や伝統文化の保全までが根拠として主張される時代になってきたし、農村住民自体の要求としても、広義の環境に対する配慮が農村農業整備事業のなかでも不可欠になるのであろう。

国民の価値観の変化と農村空間の整備

齊藤 政 満*

1. 国民の価値観の変化

(1) 物の豊かさから心の豊かさへ

近年、国民生活水準が相当程度水準に達したことから、国民の価値観がこれまでの経済優先から生活優先、成長志向から安定志向へと変化してきているといわれている。すなわち、ゆとり、うるおい、やすらぎといった精神的な豊かさを求める、いわゆる「アメニティ志向」になってきている（図-1）。

また、人生80年代の到来の中で、OA化の進展、週休2日制の普及等により労働時間の短縮と自由時間の増加傾向がみられ、交通条件の改善、情報化の進展、在宅勤務の普及、休暇の長期化等を背景にしてライフスタイルの多様化が進んでいる（図-2）。

(2) 農村の持つ役割

これらの状況を背景に、緑豊かな農村地域に対して、農村住民ばかりでなく、都市住民を含めた国民のふるさと空間としての期待が高まっている。

国土庁および総理府が行った調査によると、農村に移り住みたいとする都市住民が昭和50年（1975）の9%から昭和58年（1983）には28%に増加している（図-3）。

また、近年では地方出身者が出身地に帰るUターンの他、大都市出身者が地方に移るIターン、地方出身者が出身地以外の地方に移るJターンも増加している。（表-1）。

このように農村地域は、農産物等の供給の場としてばかりでなく、都市住民のやすらぎの場や居住空間として、見直されようとしている。

2. 計画、事業制度における対応

(1) 農村総合整備計画の変遷

農村総合整備計画は、都市に比べて立ち遅れている農村の整備を総合的・計画的に推進することにより、国土の均衡ある発展と地域住民の福祉の向上を図るため、農村の総合的な整備に関する市町村の構想を明らかにするものとして昭和49年（1974）度から策定が開始された。

各時代の要請に応えながら計画作りが進められており、従来は都市との格差是正を目指したシビル・ミニマムの達成に重点が置かれていたが、平成5（1993）年度から計画策定が始まった第V期対策では（事業は、農村総合整備事業として平成7年度から着工）、前述のような国民の価値観の変化を踏まえ、「地域資源の有効活用を通じた農村の多面的機能の発揮、農村の総合的アメニティの向上」が計画策定の方向として示されている（表-2）。

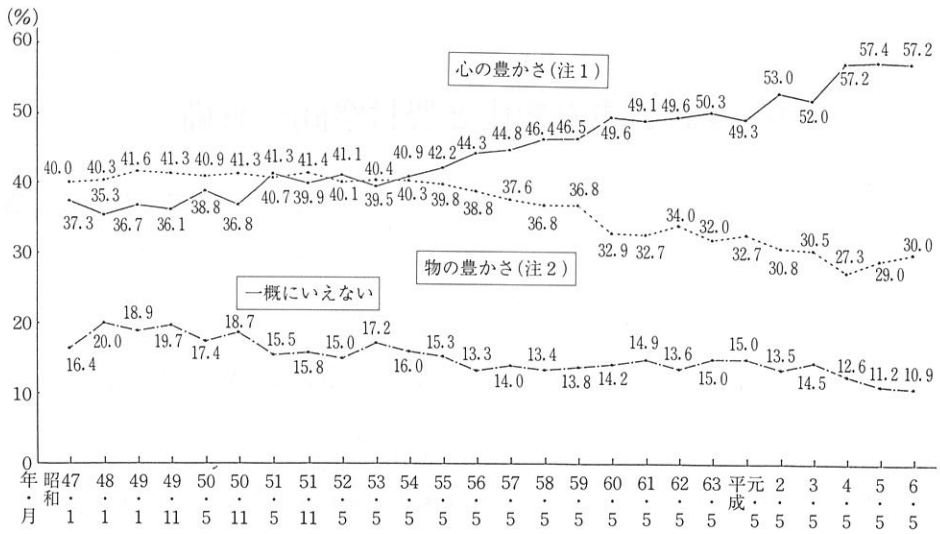
(2) 農村のアメニティの向上

アメニティには、通常、ア. 安全性、イ. 健康性、ウ. 利便性（機能性）、エ. 快適性、の4要素が構成要素として取り上げられ、これら4要素がすべて整って得られるのが、「アメニティ」と呼べる状態であるとされている。

これらの要素は、整備すべき環境に置き換えると、

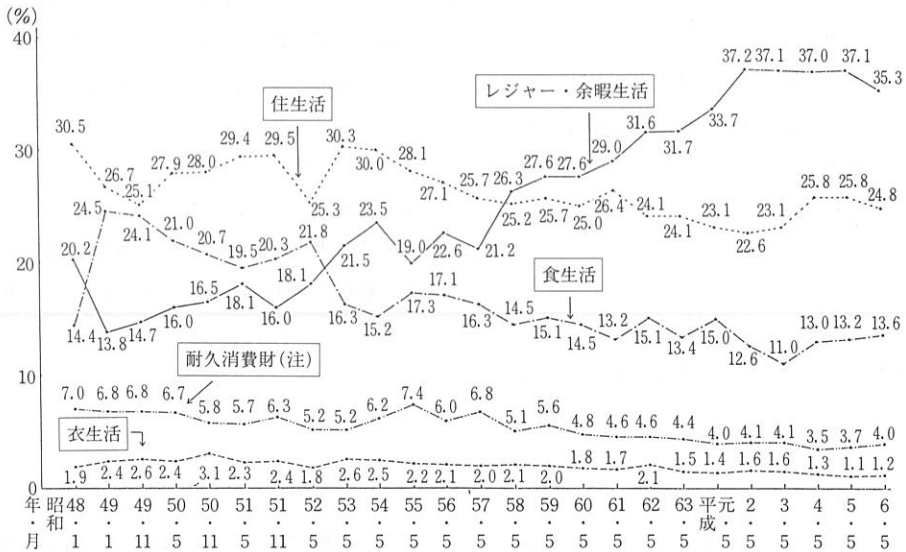
ア. 所得や安全性の確保に関わる「生産環境」、イ. 生活の利便性、健康性、機能性の確保に関わる「生活環境」、ウ. これらの土台の上に付加される「快適環境」の3つに分かれる。これを農村整備の対象でみれば、それ

* 農林水産省構造改善局（さいとう まさみつ）



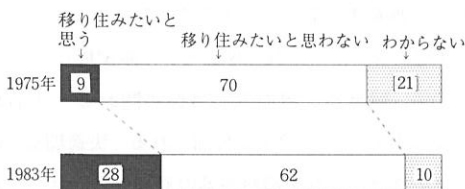
資料：総理府広報室「国民生活に関する世論調査」（平成6年5月）
 注：1）物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい。
 2）まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい。

図-1 心の豊かさか、物の豊かさか



資料：総理府広報室「国民生活に関する世論調査」（平成6年5月）
 注：自動車、電気製品、家具などの耐久消費財の面

図-2 今後の生活の力点



資料：国土庁「農村と都市のイメージとニーズに関する世論調査」（1975年12月）及び「農村の役割、居住環境等に関する世論調査」（1983年1月）

図-3 都市住民の農村居住選好

表1 東京、大阪及び名古屋のUJIターン相談窓口等に登録したUJIターン希望者数

		(単位：人)				
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度(上半期)	
登録者数	9,028	14,618	17,159	19,143	14,142	

出所：(財)過疎地域問題調査会「過疎地域における定住推進方策に関する調査研究」（平成6年3月）

表2 農村整備の基本的な流れ

農村整備をめぐる背景	第Ⅰ期対策 (S48～S51) 農村総合整備モデル事業の創設 (S48.7) ・農村の生活環境の整備 (農村住民の福祉の向上) ・生産環境と生活環境の計画的、一体的整備の促進 ・高生産性農業の育成と高福祉農村の建設	第Ⅱ期対策 (S52～S56) 三全総の策定 (S52.11) ・人間居住の総合的環境 (自然、生活、生産環境の調和) の整備 ・定住構想の推進 ・農村における定住区の整備、類型別整備の推進	第Ⅲ期対策 (S57～S62) 農政審議会答申 (S55.10) ・農業を基礎とする豊かな緑の地域社会づくり ・農村住民の自主性と創意に根ざしたむらづくりの促進 田園都市国家構想 (S55.7) ・交流をベースに地方都市と周辺農村漁村との融和一体化 ・人間、人工、自然の均衡と調和 ・文化の時代、地方の時代の国づくり	第Ⅳ期対策 (S63～H4) 農政審議会報告 (S61.11) ・地域資源の活用、居住快適性の確保に配慮した農村整備の展開 四全総の策定 (S62.6) ・多極分散型国土の形成 ・交流ネットワーク構想の推進 ・地域活性化に向けての農村の多面的役割発揮、地域主体の交流の促進	第Ⅴ期対策 (H5～H9) 新しい食料農業・農村政策 (新政策) ・生産基盤と生活基盤を一体として行う農村整備の推進 ・国民共有の財産である地域資源と国土を良好な状態で後世代へ継承
農村整備問題懇談会 (国土庁)	第一次報告 (S51.3) (都市に比べて立ち後れている農村の生活環境整備の推進) ・福祉の問題としての農村定住環境の整備 ・農林業の適切な展開を基本とした農村整備 ・みどりの資本ストックの形成	第二次報告 (S53.10) (地域特性に応じた個性豊かな魅力ある地域づくりの推進) ・整備計画単位としての農村定住区の整備 ・都市、農村が一体となった生活圏域の形成 (定住圏の整備) ・地域類型別整備ビジョンの確立	第三次報告 (S57.9) (国土の適正利用を農村において実現するための国土生活の遂行) ・国民のふるさととしての農村の総合整備 ・総合的なアメニティの追求 ・都市、農村交流の促進	第四次報告 (H元.2) (経済社会、農村の変化に即応した新たな理念、目標の下での農村整備の推進) ・新しい理念としての農村居住嗜好性の向上 ・新しい整備目標としてのアメニティ・ミニマムの設定	
農村総合整備計画策定の考え方 (国土庁)	都市と農村の生活環境施設面の格差是正	1. 同左 2. 三全総の定住圏構想に則した定住条件の整備	1. 同左 2. 定住条件の整備に対し地域行動計画を加え、構想実現のためのソフト面の充実	1. 同左 2. 個性豊かな地域づくりと地域の活性化をめざす農村の新しいニーズに対応した整備	地域資源の有効活用を通じた農村の多面的機能の発揮、農村の総合的アメニティの向上

注：農村総合整備計画は、地域における合意形成を基に農村の総合的整備に関する市町村の構想を明らかにし、都市に比べて立ち遅れている農村の整備を総合的、計画的に推進するため、昭和49年度以降モデル的に作成されている。

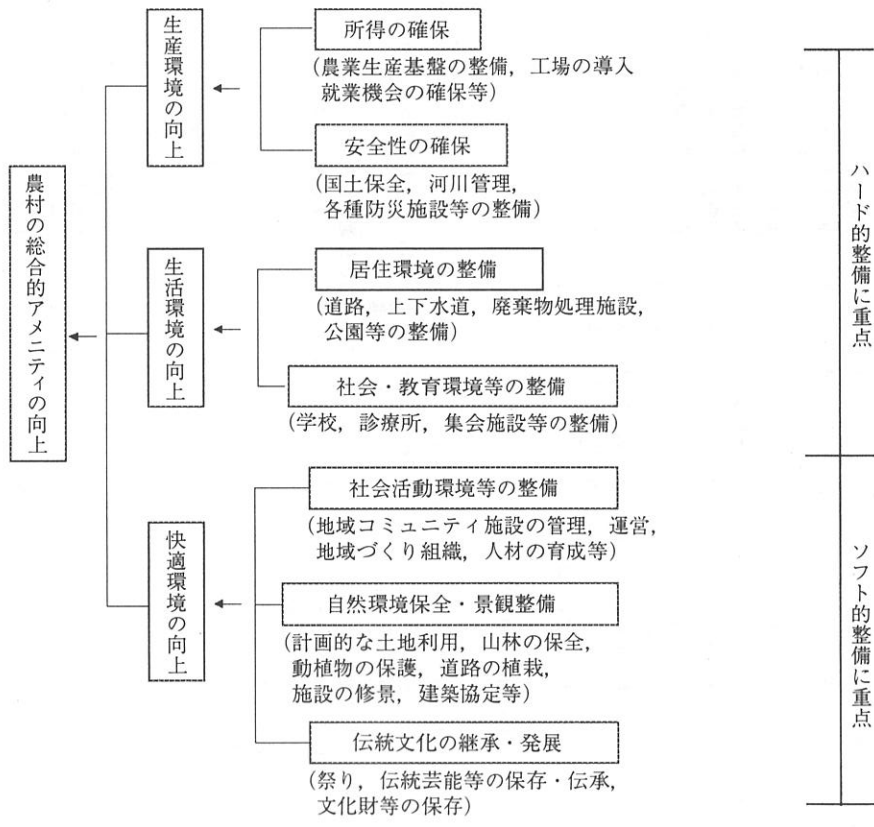
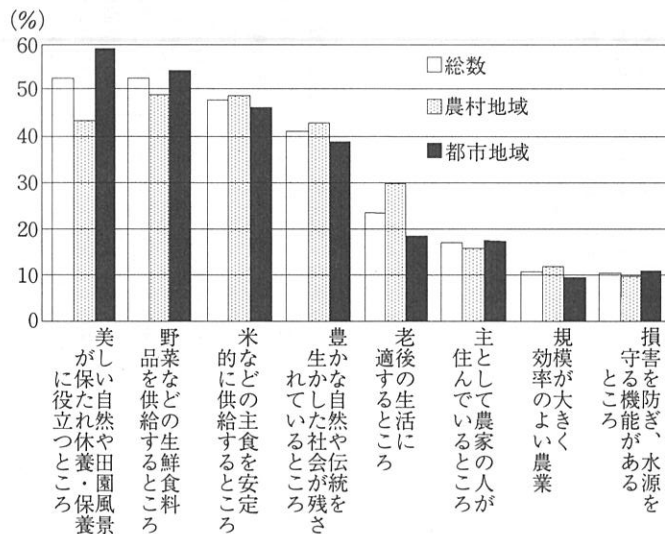


図-4 農村の総合的アメニティの構成要素



資料：総理府「食生活・農村の役割に関する世論調査」(昭和62年9月調査)より作成。

図-5 望ましい農村の姿

それ、ア. 主として農業基盤整備など産業振興のための環境整備、イ. 飲用水、道路、下水道等の生活インフラ整備、ウ. 景観整備、景観保全やレクリエーション施設整備等が対応するといえよう(図-4)。そして、これら全てが一定のレベルに整備されて始めて全体としてのアメニティが確保されるということになる。

農村の総合的アメニティの向上を実現するために、「生産環境」、「生活環境」に関わる整備を充実させるとともに、緑豊かな自然や歴史・風土を基盤としている農村の特質を生かした「快適環境」の整備を重視していくことが必要であり、このような状況を踏まえ農林水産省では、平成7年3月に快適な農村空間を形成していく上での目指すべき方向等を示した快適農村空間形成指針を定めたところである。

(3) 事業制度における対応

農村における生活環境の整備は、昭和47年の農村基盤総合整備パイロット事業や48年の農村総合整備モデル事業(農村総合整備計画の受皿事業)に始まるが、同事業では集落道や集落排水、営農飲雑用水、農村公園の整備など、いわばシビル・ミニマムの整備を主眼としたものであった。

美しい自然や田園風景を有するものとして農村への役割・期待が高まる中で(図-5)、平成3年度には、農業用排水路等を親水空間として整備する水環境整備事業、農村の景観整備を含めて生活環境基盤を一体的に整備する集落環境基盤整備事業(平成5年度に集落環境整備事業に拡充)、農村の景観形成を図りながら都市住民に向けた住宅用地を創造し、ゆとりと潤いのある田園居住空間を整備する農村活性化住環境整備事業を創設して、これに対応している。

また、平成4年度の農村広域生活環境整備事業の創設を経て、平成7年度からはモデル事業や集落環境整備事業等を統合して、集落単位から数市町村単位の生活環境の整備まで、景観や自然環境に配慮した整備が実施できる農村総合整備事業を創設し、農村の総合的なアメニティの向上を実施できるようにしている(表-3)。

3. 自然環境の保全と農村整備

(1) 環境保全への意識の高まり

国土の将来像に関する世論調査(総理府平成6年2月)によると、生活の利便性と環境の保全との関係について、「生活の利便性よりも環境保全を優先させる」と

表3 農村の環境整備に係る最近の事業制度

事業名	創設年度	事業内容
水環境整備事業	平成3年度	水路、ダム、ため池等の農業水利施設としての機能を維持しつつ、その周辺空間を活用して、地域の諸条件や特性に調和した生活環境の整備を行い、それらの利活用を通じての農業水利施設の維持管理の軽減を図るとともに快適な生活環境を創造する。
農村活性化住環境整備事業	平成3年度	緑地・水辺空間の整備など美しい農村空間の創出により住環境の快適性を向上させ、農業生産基盤や宅地供給と併せて定住化を促進し、地域の活性化を図る。
農村広域生活環境整備事業	平成4年度	広域的(1~数市町村)な生活環境整備のための投資を追加的に行い快適な農村空間の創設と、より利便性の高い個性ある農村生活の実現を推進する。
集落環境整備事業	平成5年度	農村地域における自然的、社会的諸条件等を踏まえつつ、水辺空間や緑の整備を含めた農業集落の生活環境整備とともに都市と農村の交流促進のための条件整備等を図り、個性豊かで活力ある村づくりを推進する。
農村総合整備事業	平成7年度	農村総合整備モデル事業、集落環境整備事業等を統合して、集落単位から数市町村にわたる広域的なものまで、景観や自然環境に配慮した農村の生活環境整備を実施し、農村の総合的アメニティの向上を図る。

答えた者（50%）が、「環境保全よりも生活の利便性を優先させる」と答えた者（34.5%）よりも多くなっている（図-6）。

また、今後の国土づくりについて特に何に力を入れるべきかとの問に対して、10年前の調査では「食料や資源

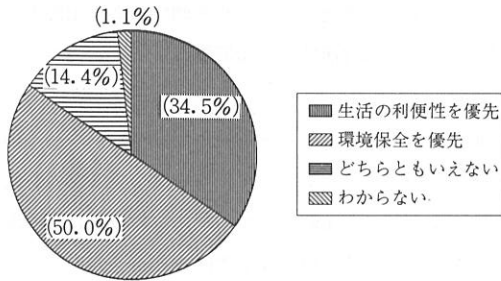
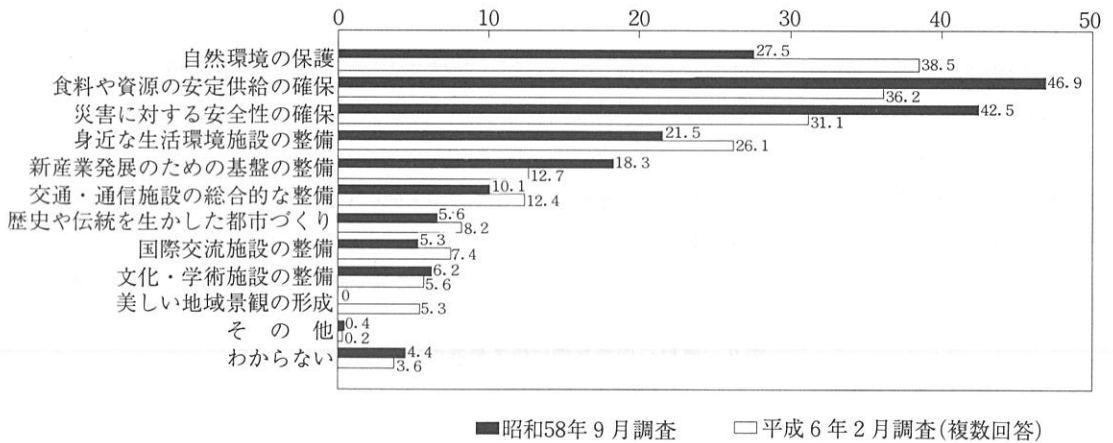


図-6 生活の利便性か、環境保全か

の安定供給の確保」と答えた者が46.9%で最も多かったが、今回の調査では「自然環境の保護」と答えた者が38.5%で最も多くなっている（図-7）。

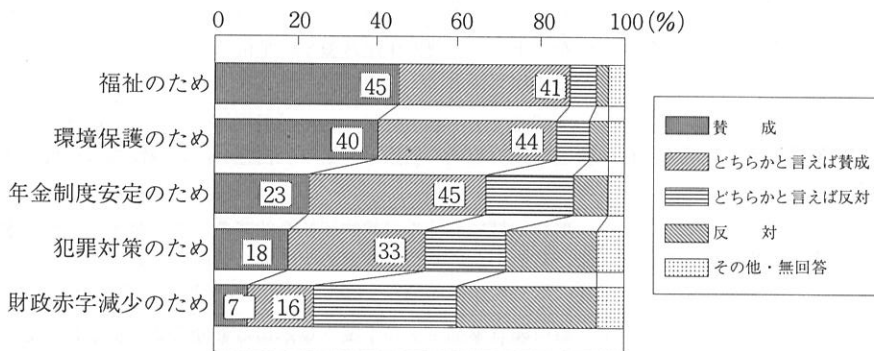
また、朝日新聞社の世論調査（平成6年11月）によると重税感を持っている人が多い中で、環境保護のために増税することについては、福祉について賛成する者が多く、88%の者が賛成若しくはどちらかと言えば賛成としている（図-8）。

このような環境保護への意識の高まりの背景には、経済成長の中で物質的要求が充足されるにつれ、多くの国民が心の豊かさを求めて周囲の自然や環境に目を向けるようになったこと、また、平成4年6月には国連環境開発会議いわゆる地球サミットが開催されるなど、地球環境問題が国際的関心を集めるようになったことがある。



資料：総理府「国土の将来像に関する世論調査」

図-7 今後の国土づくりについて



資料：朝日新聞社による世論調査（平成6年11月実施）

図-8 次のことについて増税するとしたらどう思いますか？

(2) 農村地域における生物多様性の保全

環境保護への関心の高まりの中で、平成4年には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が制定され、平成6年から同法に基づき希少野生動植物種を保護するため、一定区域での開発行為を許可制とする管理区域の指定等が行われている。

種の絶滅は近年までそれほど意識されなかったが、遺伝子工学の進歩に伴い、野生生物は医薬品や新品種の食料生産に利用できる等人間の生存を支える資源であるとともに、物質循環の担い手として自然環境のバランスの維持に寄与するなど、人間にとって必要不可欠な存在であることが明らかになってきた。

種の保存法は、このような状況を踏まえて制定されたものであるが、とりわけ農村地域は、水田、畑、牧草地、畦道、用排水路、ため池等様々な環境があり、それぞれに適した様々な植生、昆虫、動物等が生息しているため、生物の多様性を保全する観点から注目されている。人里はなれた原生的な自然環境（遷移を繰り返す極相に達したもの）より、むしろ農村地域のほうが多様な生物相を維持しており、生態系を保全する上で重要な役割を果たしていると言われている。

このため、農村地域における開発行為にあたっては、この豊かな生態系の保全に配慮した整備を行うことが求められている。

(3) 農村自然環境整備事業の創設

多様な種を保全していくためには、生物相を考慮し、一定の広がりをもつ生態系の保全空間として整備していくことが必要である。とんぼを例にとれば、種によって産卵、羽化、成熟等の生活の場が異なり、多様な種を保全するためには、水田・泥湿地、畑・草地、林、流れのある小川、広い水面など多様な空間の保全を必要としている。生態系を保全するには、これを踏まえて整備する必要があるが、開発行為と生態系保全のバランスを考えると、農村地域全体を生態系保全空間とすることは困難である。したがって、生態系を保全する拠点施設を整備し、それを生態系回廊（コリドー）で繋げる方法が現実的対応と言える。

このような観点から、今年度創設された農村自然環境整備事業（総合型）では、農村地域において農業生産基盤である農道・農業用排水路、農村生活環境基盤である集落道・集落排水路等の整備を生態系の保全を考慮しながら一体的・総合的に行うことによって、生態系を保全する拠点施設とそれを繋ぐコリドーを同時に整備し、環境ネットワークを構築することとしている（表4）。

(4) 地域づくりの必要性

このような生態系保全空間の整備を着実に行うためには、その維持管理の方法について地域の合意形成を十分

表4 農村自然環境整備事業の内容

事 項	事 業 種 類	内 容
農村水辺空間整備	(1)農業用排水施設整備 (2)集落排水路整備 (3)集落水辺空間整備	生態系の保全・修景に配慮した深場、幅広水路、護岸・線形・植生の工夫等による整備
農村緑地空間整備	(1)農道整備 (2)農業集落道整備 (3)集落緑化施設整備	生態系の保全・修景に配慮した法面緑化、植樹、小動物横断トンネル、舗装の工夫等による整備
農村環境整備	(1)農村公園緑地整備 (2)集落防災安全施設整備	農村の快適性向上・生態系保全空間形成等に配慮した整備
集落農園基盤整備	ほ場整備その他農用地の改良又は保全	〃
生態系保全空間整備	ほ場整備	生態系保全空間用地の創出を含むほ場整備

に行っておく必要がある。自然型の水辺空間は管理に多くの労力を必要とするものであり、農家だけで対応することは極めて困難である。学校や環境保護グループをはじめとする地域住民の協力を得た維持管理の構想について、計画段階から関係者の理解を得ておくことが重要である。

表5 地方公共団体の条例等

自治体名	名称	公布・施行時期
神戸市	神戸市民の福祉をまもる条例	S52. 1. 公布
兵庫県	福祉の町づくり条例	H4.10. 9 公布
大阪府	大阪府福祉のまちづくり条例	H4.12.28 公布 H5. 4. 1 施行
山梨県	山梨県幸住条例	H5.10.14 公布
愛知県	人にやさしい街づくりの推進に関する条例	H6.10.14 公布 H6.10.14 施行 H7. 4. 1 一部施行
滋賀県	滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例	H6.10. 公布 H7. 秋 施行
東京都	東京都福祉のまちづくり条例	H7. 3.14 公布 H7. 4. 1 一部施行
京都府	京都府福祉のまちづくり条例	H7. 3.14 公布 H7.10. 1 施行
神奈川県	神奈川県福祉の街づくり条例	H7. 3.14 公布 H8. 4. 1 施行
大分県	大分県福祉のまちづくり条例	H7. 3.15 公布 H7. 3.15 施行 H8. 4. 1 一部施行
広島県	広島県福祉のまちづくり条例	H7. 3.15 公布 H8. 4. 1 施行
熊本県	熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	H7. 3.16 公布 H7. 4. 1 施行 H8.10. 1 一部施行
福島県	人にやさしいまちづくり条例	H7. 3.17 公布 H8. 4. 1 施行 H7. 4. 1 一部施行
埼玉県	埼玉県福祉のまちづくり条例	H7. 3.20 公布 H7. 4. 1 施行 H8. 4. 1 一部施行
奈良県	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	H7. 3.22 公布 H7. 3.22 施行 H8. 4. 1 一部施行
長野県	長野県福祉のまちづくり条例	H7. 3.30 公布 H7. 3.30 施行 H7.10. 1 一部施行

4. 21世紀に向けた農村整備の課題

平成7年6月に経済審議会の中間報告がとりまとめられたが、「豊かで安心できる暮らし」部会においては、21世紀に向けた豊かで安心できる暮らしを実現するため、8項目の政策を提言しており、この中で、

- ① 意欲あるすべての人が社会参加できる社会の実現
 - ② 自立のための社会支援システムの構築
 - ③ 災害に備えたくらしづくり
- が重要な柱となっている。

報告書においては、これら社会資本の整備の観点から捉えた上で、①②に対応して、高齢者、身障者等を含む全ての人々が安全・円滑に日常生活を送ることができるよう施設整備のバリアフリー化の推進、③に対応して、貯水槽・備蓄倉庫、防災センター等を備えた公園、幅員の広い道路や共同溝の整備等の推進等が盛り込まれている。

(1) 安心してらせる村づくり

今回の阪神・淡路大震災をはじめとした昨今の地震・津波災害の頻発により、災害に強い暮らしの実現、国土の形成を図る必要性が改めて認識された農村地域の集落は、背後に老朽ため池や地滑り地域を擁するもの、集落内の道路が狭小で、緊急車両の進入に支障をきたすもの、緊急時の消火・生活用水、安全な避難場所及び避難路等が確保されていないもの等、災害に対する危険性が高い集落が多く存在している。

このような集落については、ため池の改修や地滑り工の実施に加えて、集落道の拡幅整備や避難場所として活用できる農村公園の整備、防火用水の手当等を早急に行う必要がある。先の阪神・淡路大震災においても、農村公園等が被災者の一時避難地や災害対策の拠点本部として活用されており、今後は食糧備蓄庫の併設やヘリポートとしても活用できる照明設備を備えた駐車場の整備等も検討する必要がある。

環境や景観に配慮した農村整備を進める一方、災害対策上問題のある集落については、優先的に短期間で基本的な生活環境の整備を行う仕組みも必要となってくるものと考えられる。

(2) 高齢者、身障者等に配慮した生活環境の整備

厚生省は、平成6年12月に新ゴールドプランを策定（高齢者保険福祉推進10ヶ年戦略見直し）したが、この中で、公共的建築物や道路などの公共的空間のバリアフリー化を推進し、高齢者・身障者にも住みよいまちづくりを進めることを唱っている。

また、平成6年6月には、「高齢者、身障者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」が制定された他、20以上の地方公共団体が福祉のまちづくりに関する条例を制定している（表-5）。いずれも、病院、劇場、集会施設等の建築物（特定建築物）の出入口、階段、便所等（特定施設）を高齢者等が円滑に利用できるよう措置することや、道路・公園等の高齢者等に配慮した整備を義務づけるものとなっている。また、参

議院の「国民生活に関する調査会」において、高齢社会対策基本法の議員立法化が進められている。

このような状況も踏まえながら、農林水産省においては、平成7年6月に農山漁村高齢者ビジョンを策定したところであり、今後、農山漁村の高齢者等がゆとりある自立した生活を続けられるようソフト・ハード両面の一体的な生活環境の整備を推進していくこととしている。

農道や集落道の整備にあたっては、農耕車両等の通行確保が主眼であり、歩行者の安全確保のための歩道整備は限定的な傾向が見られたが、21世紀の高齢化社会を考えると、車イスでの通行を可能とする広巾員の歩道の整備や歩道における段差の解消やスロープの設置等を進めていく必要がある。また、農村整備の中で福祉施設の用地整備やそれに隣接した公園や農園の配置など、高齢者、身障者の視点に立った村づくりが求められてくる。

農村にすまう

東和町農林課 役 重 眞 喜子*

1. 東和町の概況

(1) 位置・地勢等

岩手県東和町は県の中南部に位置し、東北新幹線新花巻駅より車で10分の土沢を中心に、昭和30年に1町3村が合併した町で、総面積は157.51km²の農村である。

地勢は、東部は北上山系に連なる急峻な山嶺が縦走し、北西部および南西部は丘陵状をなし、中央部を東から西に猿ヶ石川が流れ、盆地を形成している。

気象的には、平均気温11.1℃、積雪50cmと比較的温暖であり、農業に適した地域である。

総人口は11,581人、世帯数3,029である。人口はおおむねは横ばいに推移しているが、近年わずかながら減少傾向にある。産業は、農業を中心とした第一次産業の町である。

(2) 農業の概況

町の農業は稲作および畜産を主としている。近年、第1種兼業農家を中心に農家戸数の減少が著しい(表1～5)。

2. 東和町の主な活性化事業について

(1) 活性化のための基幹的な事業

1) 田瀬ダムレイクリゾート事業(写真1)

猿ヶ石川上流に昭和29年に完成した人造湖・田瀬ダムのリゾート事業が本格化している。平成4年度に艇庫の建設、休憩施設及び取付道路を整備した。平成5年度は釣公園休憩施設を整備した。また、平成6年度は釣公園の一部、多目的広場、散策路の整備を行った。

また、全国的なイベントとして、平成6年7月30、31日の2日間、全国ダムウォータースポーツフェスティバルを開催した。

2) 東北横断自動車道(東和～花巻間)の事業促進

東北横断自動車道(東和～花巻間)の調査が本格化し、測量調査(航空測量)、図化作業が完了した。平成7年1月18日に正式路線が発表された。当町の安俣地区にインターチェンジが整備され、花巻東インターの概略設計も実施中である。これにより、一層アクセスの有利性に恵まれ、活性化の誘導に大きな効果が期待できる。また、周辺の開発整備計画を策定するため、企画財政課内に専属スタッフを配置した(花巻空港の東京便復活や、企業誘致にも期待大)。

3) 農用地整備公団による広域農道整備

農用地整備公団による広域農道整備が本格化した。公団事務所を総合情報センター横に開設し、用地買収・農道整備が現在進展中である(平成6年度予算額15億円)。これにより、市場への農畜産物の搬入に利便性が高まり、周辺の農地基盤も整備されることが期待される。

4) 住宅団地整備計画

平成5年度、六本木地区を県の住宅供給公社で住宅団地造成に着手した。6年春、分譲を開始したところ、3倍強の申込があった。六本木第二地区、鎗町地区の整備計画を策定中である。また、将来的な定住人口の増加に対応し、墓地公園整備にも着手した。

(2) 農業振興を目指す積極的な試み

1) とうわアグリトピア公社事業(図-1)

平成6年度は「とうわアグリトピア公社」事業により、105aのハウスで約49,000株のバラを栽培した(ハ

* 東和町農林課(やくしげ まきこ)

表-1 農家戸数及び農家人口等の推移
(単位：戸，人，%)

区 分	農 家 数				農 家 人 口	農 業 就 業 人 口			女 性 比 率
	総 数	専 業	1 兼	2 兼		総 数	男	女	
昭和60年	2,044	222	620	1,202	9,411	3,430	1,366	2,064	60.2
平成2年	1,943	196	399	1,348	8,913	2,866	1,164	1,702	59.4
H2/S60	△ 4.9	△11.7	△35.6	△12.1	△ 5.3	△16.4	△14.8	△17.5	△0.8

表-2 農用地面積
(単位：ha)

	田	畑	果樹地
昭和60年	2,370	222	78
平成2年	2,238	182	87

表-3 主要作物別栽培面積等の推移
(単位：ha，頭)

	米	果 樹	野 菜	工 芸 作 物	肉 牛	乳用牛	豚	鶏
昭 和 60 年	1,807	78	82	76	3,681	682	1,093	942
平 成 2 年	1,645	87	57	31	3,427	616	617	500

表-4 肉用牛の内訳
(単位：戸，頭)

	繁 殖 雌 牛	売 る 予 定 の 子 牛	和 牛 肥 育	乳 牛 肥 育	合 計
戸 数	H2 585	279	91	55	673
	S60 663	374	135	49	802
頭 数	H2 1,324	541	1,079	483	3,427
	S60 1,305	648	1,345	383	3,681

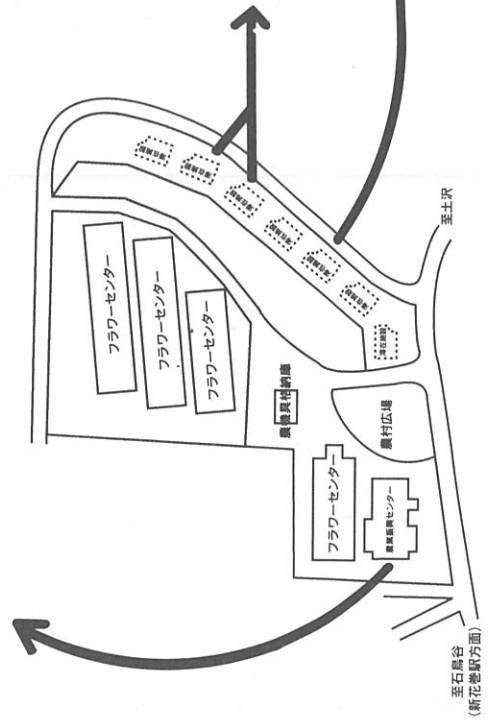
表-5 農業粗生産額の推移

項目	年次	5 0	5 5	6 0	6 2	元	2	3	4
総 額		百万円 4,268	百万円 3,466	百万円 5,210	百万円 5,005	百万円 5,111	百万円 5,066	百万円 4,510	百万円 4,902
耕 種 計		3,544	2,467	4,070	3,554	3,535	3,671	3,170	3,650
米		2,845	1,678	3,122	2,751	2,712	2,715	2,176	2,621
野 菜		366	346	381	351	373	440	438	389
果 樹		30	63	181	159	242	287	377	443
工 芸 作 物		257	281	279	194	108	122	96	98
そ の 他		46	99	107	99	100	107	83	99
畜 産		698	971	1,130	1,448	1,569	1,389	1,336	1,250
畜 産 の 割 合		16.4	28.0	21.7	28.9	30.7	27.4	29.6	25.5
養 蚕		26	28	10	3	7	6	4	2
生産農業所得		2,886	1,928	2,620	2,438	2,501	2,713	2,157	2,304
所 得 率		67.6	55.6	50.3	48.7	48.9	53.6	47.8	47.0
農家一戸当たり		1,324	909	1,282	1,193	1,224	1,396	1,110	1,186
耕地10a当たり		92	62	85	80	82	89	71	76
農業専従者1人 当 たり		1,001	637	960	893	916	1,212	963	1,029

アグリトピア公社施設平面図

(緑の農村空間整備事業)

農業振興センター



滞在型農園施設



滞在型農園施設



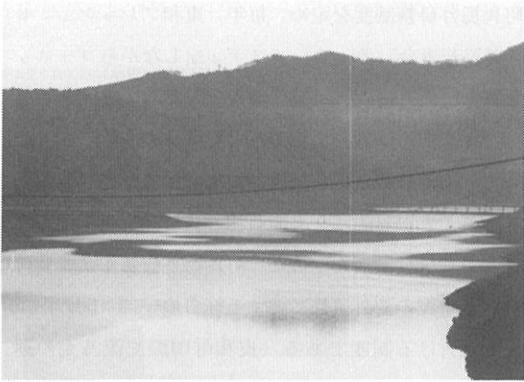


写真-1 田瀬ダム全景



写真-2 滞在型農園施設



写真-3 フラワーアレンジスクール



写真-4 アンテナショップ「TOWA」

ウスは増築)。農作業受委託，農機具のレンタル事業も平成5年度から実施している。

また，8棟の滞在型農園施設には入居者希望者が殺到している（写真-2）。

また，花のある豊かな暮らしを提案するため，バラをふんだんに使ったフラワーアレンジのスクールを開き，町内外から大変好評である（写真-3）。

2) 東京事務所&アンテナショップ（写真-4）

当町から平成7年度も2名の職員を東京事務所&アンテナショップに派遣した。飲食界に町の物産を売り込み，都市コネクションも活発化した。本町の新特産品バラの販売拡大にも拍車がかかっている。

また，2つ目のアンテナショップとして銀座5丁目に居酒屋「ます八」を平成6年2月7日にオープンし，東和牛のしゃぶしゃぶ，山菜等の地元食材メニューが好評である。食材の直販システムの構築等を目指している。

この他，4東和町での各種セミナー，山野草クッキングツアーなどを行った。

(3) 文化施設の整備

1) 萬記念美術館，八丁土蔵へのハイビジョン施設

東和町にゆかりの深い萬鉄五郎の絵画を集めた萬記念美術館（写真-5）および八丁土蔵（写真-6）へのハイビジョン施設の整備が完成した。各所に散らばっている萬作品や世界の名画等を観賞できる本県初の施設である。来館者の憩いや交流の場，生涯学習の場としても活用し，記念館との相乗効果が期待できる。また，自主製作ソフトを2点製作し，今後もソフトの整備・拡大に努める。

2) 文化のかおり高い地域づくり。

各種文化財の保護，活用のため専属スタッフを配置し，調査・発掘等を進めている。また，NHK大河ドラマ「炎立つ」の原作者，高橋克彦氏の文化講演会を平成6年6月27日に開催した。町内外から約1,200名の方々が聴講した。

3) 墓地公園整備計画

将来的な定住人口の増加に対応する都市機能の充実化を図るため，墓地公園を整備した。第1期分として50区

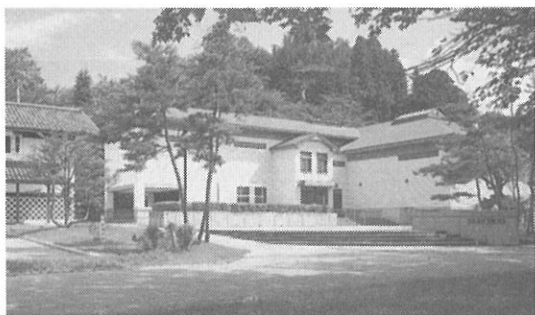


写真-5 萬記念美術館



写真-6 八丁土蔵

画を造成し、将来的には220区画規模の基地公園を目指している。

(4) 医療・福祉の充実のための施策

1) 東和病院の移転新築事業

東和病院の移転新築事業に伴い、町単で福祉、保健機能を兼ね備えたライフケアセンターを整備した（7年8月オープン予定）。健康増進からリハビリに至る総合的サービス提供のできる施設に関心が高まっている。

2) 長寿社会に向けた施策

在宅ケアサービスの充実化と高齢者専用住宅構想をうちだした。また、高齢者の持つ技術の継承と能力活用の道を開き、心豊かに過ごす高齢化社会を創造する。

(5) 様々な交流事業

1) 国際交流事業

当町では国際交流事業を活発に進めている。相手先を特定せず、アメリカのクリントン、イギリスのシェットランド等、欧米諸国を始め、中国やネパール、韓国等アジアの国々とも交流がさかんである。

町民海外研修制度を定め、毎年「東和フレッシュミセス（農協若妻会）」が、ホームステイをしながらヨーロッパ研修しているほか、高齢者を対象とした「アイリスの旅」では2名が中国で研修を行った（平成5年～6年）。

また、海外研修の機会増大を促し町民の国際理解の推進を図ることを目的に、町職員海外研修制度・町民海外研修事業費貸付制度を定めた。町民海外研修事業費貸付制度は、町民の海外研修に要する経費の一部（50万円以内）を貸付ける制度である（東和町国際交流基金の運用）。町国際交流協会主催の「子供英語サロン」では町内児童106名が参加し、婦人インストラクター6名から使える英語を学んでいる。この他、国際的な文化交流として落合鹿踊り一行がクリントン等を訪問し、親善交流に一役買った（平成6年度）。

2) 川崎市との交流

りんごの宅配を縁に、川崎市の児童約80名の農家ステイを「ふれあいサマーキャンプ」として毎夏実施している。

川崎市立住吉中学校夏期体験旅行団150名が、平成5年より引き続き農家に2泊3日のホームステイにより農業、農村を体験している。平成6年度に新たに川崎市立東高津中学校164名が秋の稲刈り時期のホームステイにより農業、農村を体験した。

この他、川崎市所有の岡本太郎氏作品の貸与による特別企画展を実施する等、文化交流も拡大している。また、職員研修交流を行い、平成5年度は2名、平成6年度は1名を相互に派遣した。

これら交流が実を結び、川崎市では市の市民保養交流施設を東和町に建設することとなり、造成工事に着手している。

3) 4 東和町交流

岩手、宮城、福島、山口の各東和町が交流し、合同の東京事務所やアンテナショップを運営するほか、毎年持回りで「4 東和町サミット」を開催している。

4) 町職員の人材育成

川崎市との職員研修のための人事交流や、農水省、通商産業省との人事交流など、積極的な人材育成を図っている。



写真-7 素人の町民によるテレビドラマ制作



写真-8 公民館を使ったロケ現場

(6) 町民によるテレビドラマづくり

東和町民による手づくりのテレビドラマ「牛(べこ)とコスモス」を平成6年12月に完成した。制作は町の任意団体「夢現会社テレビとうわ」を母体とし、素人である町民約250名がスタッフ・キャストとなった(写真7・8)。ドラマの制作費用約1,760万円は農水省補助や町の活動助成費のほか、会員費や一般からの寄付金・協力金などでまかされた。

ドラマ制作のきっかけは、農協婦人部主催による「ほら吹き大会」で一人の主婦が「農村の良さをドラマを通じて全国に伝え、都会の若者たちを呼び戻したい」と呼びかけたことであった。

ドラマづくりは、交わることの少なかった様々な世代や異なる立場の人達の交流を生むきっかけとなった。

3. 農村に生き生きと暮らすために

(1) 農村は「閉鎖的」か

- 農村は地縁・血縁社会であるため、それなりのルールは存在するが、それは決してイコール「閉鎖的・画一的」ではない。
- 職住接近した小さな共同体であるため、肩書きや立場だけではない、人間臭い様々な付き合いが発生する。建前は通用せず、人間性そのもので評価される。これをしがらみと疎んずるか、面白味として積極的に飛び込んでいけるか、それが農村で生き生きと暮らせるかどうかの分かれ目になる。

(2) 農村の豊かな多様性

- 農村には様々な個性の人間が住んでいる。腰の曲がった年寄りも、勉強の嫌いな子供も、それなりに活躍の場を与えられて生きていけるのが農村。
- 規格品以外は排除される工業化社会と違い、「曲がったキュウリ」でも漬け物にしておいしく食べる優しい知恵を持つのも農村社会。
- 本当の豊かな多様性は、実は農村にあるのでは。

(3) 豊かさを引き出すために

- 農村の豊かさや多様性は、ともすれば「封建的」のイメージの前に忘れられがち。これを引き出すためには、まずは今一番論議の対象となっている「子供の教育」(広い意味)で先鞭の役割を果たし、都市の側、というより国民全体の価値観の転換を促していけるかもしれない。
- 子供の個性＝偽らぬ人間の個性。どんな動物にもなつかれる子供、おばあちゃんに優しくできる子供、等々さまざまな個性が認められて生きられる社会を、農村の側から提案できるはず。
- そのような情緒豊かな人間育成の場として、農村があるとすれば、おざなりな都市農村交流やグリーンツーリズムで、若者に「農村は金を払って遊ぶ場所」との意識を定着させてしまうのは惜しい。
- そろそろ、交流に何を求めるのか、都市と農村と互いの本音をぶつけあい、議論しあう時にきているのではないか。

松尾村の景観形成

泉 館 賢 一*

1 はじめに

最近急激にマスコミ等に取り上げられるようになった言葉がある。それは「景観」という言葉である。国語辞典を引くと「景観」とは風景、景色であると書いてあるが、何故今これが景観という言葉となって脚光を浴びているのであろうか。戦後の日本は経済復興の掛け声とともに、ただひたすらに物資の増産に励み、世界一勤勉な人種として認められ、経済大国として世界に君臨するまでに至っているが、この50年の間に日本人は周囲の風景、景色をじっくりと眺める余裕がなかったのであろうか。予測できない程の経済成長と石油ショックを契機としての低成長時代の両局面を経験して、これでいいのだろうかという反省とともに、自分を取り巻く環境に目を向ける余裕が出てきたとはいえないだろうか。このことが昔ならただ単に風景が素晴らしい、景色がいいという表現で表わしていたものが、敢えて「景観」という表現で、ゆとりや安心、快適な生活環境の形成という幅広い意味を持たせているように思う。

景観形成を推進する方策としては、大きく分けて二種類あると思われる。一つは奈良県橿原市の今井町に見られるような重要伝統的建造物群保存地区として歴史的な町並みの保存を図るもの、もう一つは自然的な景観を保つために、山・川・街路等の自然保護とこれらの眺望確保を図ること等である。

岩手県においても、平成5年10月に「岩手の景観の保全と創造に関する条例」が制定され、平成6年3月には「岩手県景観形成基本方針」が定められ、県内市町村に

地域の特性を生かした景観形成を推進するための指針が示されたところである。これを受けて県内の市町村では、「市町村景観形成基本方針」を定める等、景観形成のために具体的な取り組みを始めることとした。これに先がけて、古いところでは、盛岡市の「自然環境及び歴史的環境保全条例」(昭和46年制定)によって保護庭園、保存樹木などを指定しており、更に昭和59年には、「都市景観形成ガイドライン」を策定し、岩手山の眺望確保のための高さの制限などの基準を定めている。また、水沢市でも「都市景観ガイドライン」等が昭和63年に制定され、水沢市における都市景観の形成に努めている。一方、条例の制定としては松尾村が平成2年3月に、田野畑村が平成4年4月に制定されているのみであり、名実ともに松尾村が県内で最初の条例制定となったのである。

2 地域の概要

(1) 村の歴史

松尾村は明治22年に町村制の実施によって旧村の松尾村、野駄村、寄木村が合併して誕生したものであり、村名については鹿角街道の沿線にあり、三ヶ村のうちもっとも栄えていた松尾村の名を使うことにしたといわれている。

発足当時の松尾村は戸数407戸、人口2,112人で、農業と馬産の純農村であったが、大正3年松尾鉱業株式会社によって硫黄の採掘、精錬が始められ、昭和30年代までは東洋一を誇り、全盛を極めたことにより、村も財政的に恵まれていた。

その昭和30年頃に西根四ヶ村との合併の話が持ち上がったが、広い面積と松尾鉱山を有していたこと、並び

* (株)松尾八幡平観光協会 (いずみだて けんいち)

に自力で開発を要する辺地を抱えていたことなどの関係から、合併をしないまま現在に至っている。これに加えて、昭和31年に八幡平地域が十和田国立公園に編入され、八幡平を中心とした観光が脚光を浴び始め、昭和40年代前半にかけて「農・鉱・観」の三本立て行政の推進が一時代を築いた。その後、松尾鉱山は、公害防止の副産物として石油の精製過程で生産される「脱硫硫黄」の出現により閉山に追い込まれた。「鉱」は姿を消し、この間に我が国最初の松川地熱発電所の立地、八幡平地域の観光開発に力を注ぐとともに、企業誘致に努力したことにより、誘致企業が登場して「農・工・観」の新しい産業形態により村勢発展に努めているところである。

(2) 自然的条件

本村は、岩手県の北西部に位置し、盛岡地区広域市町村圏の北部地域にあり、県都盛岡市までは35kmの距離にある。本村の立地条件は、図-1に示すとおり東部は西根町、南部は秀峰岩手山を境に雫石町及び滝沢に接し、北部は二戸郡安代町、西部は山岳景勝地である十和田八幡平国立公園地内で秋田県田沢湖町とそれぞれ隣接している。地勢は、南部から西部にかけて岩手山、八幡平を連ねる奥羽山脈が走り、総面積234.85km²で、そのうち森林面積が80%を占めており、森林の85%が国有林となっている。

この山岳地帯を源とする松川、赤川、長川の三河川が東下し、西根町を経て北上川に合流しており、集落及び耕地はこれら三河川の流域に分布している。気象は内陸型で寒暖の差が大きく、特に西部山岳地帯における積雪は3mから4mとなり冬期間のスポーツ、レクリエーションに適する反面、克雪対策には多大の行政経費が必要とされている。

(3) 社会的条件

本村の総面積は、県内47町村中20位で、人口は平成2年の国勢調査で7,196人で32位、人口密度は30.6人/km²で38位となっている。交通機関はJR花輪線が東部から西部を通り、北森、松尾八幡平、安比高原駅の三駅があり、盛岡までの所要時間は50分となっている。

バスは岩手県北バスが村の中央部を通り、盛岡・八幡



図-1 松尾村位置図

平間を結び、所要時間は80分である。

道路は、国道282号がJR花輪線と並行して通り、主要地方道西根八幡平線が東部から西部に走りアスピーテラインに接続している。ほかに一般県道雫石東八幡平線・主要地方道柏台松尾線等の道路網、また中央部を縦断する東北自動車道に松尾八幡平インターチェンジがあり、盛岡をはじめ大都市圏との時間が大幅に短縮され、交通条件としては比較的恵まれている。

(4) 経済的条件

松尾鉱山とともに歩み、発展してきた村勢は、その閉山とともに産業活動も変革を余儀なくされ、就業の場を求めて全国の市町村に人口の流失が続き、典型的な過疎地域に陥った。その後過疎地からの脱却を図るため各種の施策を展開しているものの依然として人口の増加に拍車がかかっていない。一方、国立公園八幡平を有する本村は、国、県及び関係機関の指導のもと積極的に観光開発を進めたことにより、雄大な自然景観と温泉やスキー場等を求めて訪れる観光客が年々増加し、年間350

万人を数えるようになってきている。

3 景観形成への取り組み

村は、明治22年に誕生以来平成元年に村制施行100周年を迎えた。この100周年を契機に松尾村の将来像についての提言をいただくことを目的に、一般・児童・生徒を対象に作文・論文の募集を行ったところ、特に小、中学校では各学校とも全員で取り組まれ、数々の提言が寄せられた。しかも、これらの作品のほとんどは松尾村の自然の豊かさを表現され、また単に自然を賛美するだけでなく、自然と調和を図った開発をしていかなければならないということも適切に論じられていたことが特筆される。

その中で、小学校6年生から寄せられた「岩手山のぞめる村」という作品が最優秀賞を受賞したが、この作品は、夏に萌える草花が農薬によって無残に殺されていくいわゆる自然の破壊行為を嘆くとともに、学校からの行き帰り、あるいは学校の教室などから何時でも望められる岩手山、岩手のシンボルともいわれるその岩手山がいつまでも自然のままに眺められる村であってほしいと結んでいた。

村には、岩手山麓をはじめ広大な森林で占められている関係から、これらを含む開発の要素が多くあり、大規模な開発行為を始めとする高層建築物等の計画が持ち込まれ、これを規制する法的な根拠がない状況のなかでは指導を行うにもままならぬ状態であり、最低でも岩手山の景観を守るための手段の必要性が課題となっていた。

これらのことがきっかけとなって、村内のどこからでも岩手山を眺めることができる村を永久的に続けるために必要な措置として、平成2年3月に県下ではじめての「松尾村ふるさと景観条例」の制定を見た。この条例は、前文を見てもお分りのとおり、基本理念として「村民は、恵まれた自然と豊かな緑をかけがえのない貴重な財産として認識するとともに、これらを守り、育て、さらに後世へ伝えていく重大な責務を持っている」とし、さらに、「松尾にふさわしい自然と緑を生かしたふるさと景観づくりをすすめるため、村民の英知と創意を結集し情熱を持って、より美しく活気の満ちた郷土を作り上

げることを決意する。」として、景観そのものを村民共有の財産として位置づけたところに意義があり、これを村民がこぞって守り、育てることを約束したのである。

なお、この条例の趣とするところは、開発等の規制をすることが目的ではなく、村の景観を守るために、村民以外の者にも協力を要請することと、積極的に景観を創出していくことを念願しているものである。従って罰則規定を盛り込んでいない誘導策的な条例となっている。

条例の内容としては、景観の統一性や規制が望まれる地区を指定して、岩手山の眺望を遮らないよう、建物の高さを三階以内に制限し、建物が周囲の自然にマッチするよう、屋根の形や色、外壁の材質などに基準を設けている。

具体的には、ふるさと景観形成地区に指定した柏台、岩手山麓、竜ヶ森安比地区にそれぞれ岩手山、前森山等周辺の山岳を眺望する視点場を設置した。このうち柏台地区では、視点を柏台小学校校庭に設定し、そこから岩手山頂を見通した線より左右に45度ずつ（計90度）の角度内とし、高さの制限は、各視点1.5mの高さより八幡平ロイヤルホテルの屋上を見通した線と岩手山斜面との交差する境界線を求めたものであり、同じ岩手山頂を眺望する視点として、中山地区を設定して、同じ45度ずつの角度で境界線を求めている。また、竜ヶ森安比地区では基準となる視点を竜ヶ森の国道282号の交差点に設定して、その視点と前森山頂とを結んだ線より左右に45度ずつの範囲を測量範囲とし、高さの制限は、視点1.5mの高さより安比グランドホテルタワーの頂上を見通した線が前森山斜面との交差する境界を求めた（写真-1・2）。

松尾村が建物の高さ、色彩等にこのような基準を設けたのはこれが初めてではなく、昭和40年代に松尾鉦山の閉山と時を同じくして観光開発に力を注いだ頃、岩手山麓に松川温泉から引湯した新しい温泉地の造成を行い別荘地等の分譲を行った際に、分譲要項で建物の高さを別荘は二階建、ホテル等は三階建とし、屋根は原色を避けて濃緑色または赤錆色が望ましく、壁面も原色的な色調にしないこと等が示されていた。

このような歴史的な背景を踏まえて、条例の制定がなされているが、条例の目的を達成するためには、住民の景観への意識を高めることと、積極的に景観を作るため



写真-1 春の岩手山

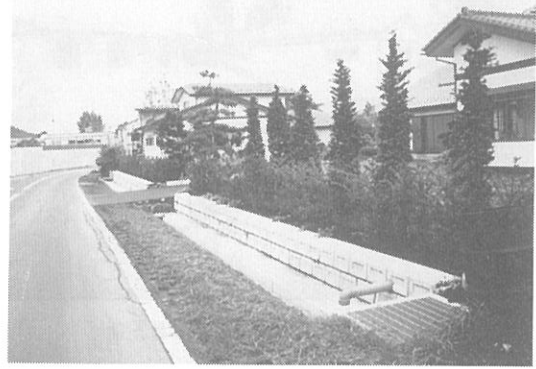


写真-3 生け垣根21m運動による生け垣づくり1

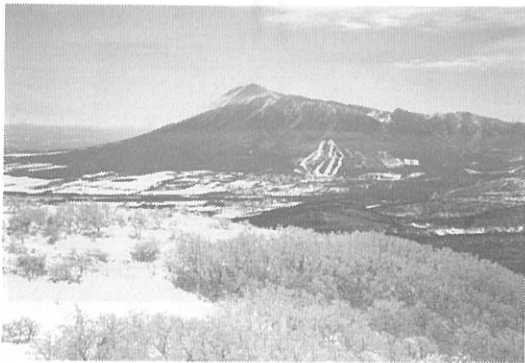


写真-2 冬の岩手山



写真-4 生け垣根21m運動による生け垣づくり2

の手立てが必要であり、その手始めとして、平成4年には村民憲章推進運動の一つとして「生垣21m運動」をスタートさせ、翌5年4月から生け垣の原材料費に対する半額助成を始めた。

この助成を行うために「松尾村生垣21m運動実施補助金交付要綱」を定めて、生け垣の樹種をヒバ類とし、生け垣の延長は21mを基準として、植栽する苗木の間隔を50cmで43本の植樹ができるように設定した。補助基準額としては、購入する苗木1本当りの価格を3,500円を限度として、その2分の1を補助するものであり、制度発足以来2年が経過したが、その実績としては33件で1,469,600円となっている（写真-3・4）。

一方、建物の色彩に対する取り組みとしては周囲の景観と調和を図る必要のあるものとして、屋根と外壁が挙げられるが、村では取りあえず屋根から始めることとして、複数の色彩を指定することは避け、周囲の緑と最も

調和するものとしてチョコレート色を選定した。チョコレート色は、色そのものが地味であり暗い感じを受けるがかえって周囲の緑を一層引き立てるものである。

これも平成6年4月から「屋根の色の統一化運動」として、原材料の一部を助成することとしたものであり、助成のための補助金交付要綱を定めて、屋根の色彩をチョコレート色として新築、葺き替えの場合は、トタン等の原材料を対象とし、塗装の場合は塗料の原材料を対象としている。補助基準額としては屋根の面積を300㎡を限度として、新築及び葺き替えの場合は1㎡当たり1,500円、塗装の場合は760円を限度として、その2分の1を補助するものであり、平成6年度の実績として51件で4,524,300円となっている（写真-5・6）。

また、村の景観形成を図るために取り組み始めたこととして、観光案内板等の統一化がある。これは、従来からペンション、ホテル、旅館、スキー場等の案内看板が



写真-5 屋根の塗り替え前

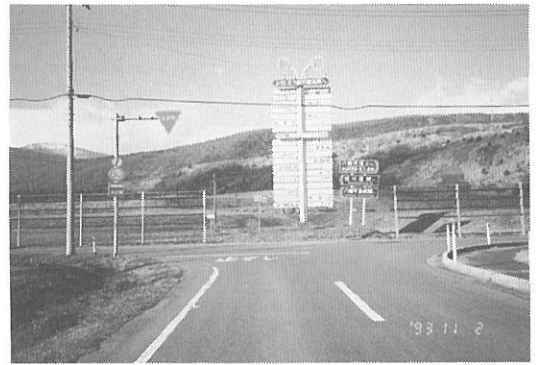


写真-7 従前の観光案内の看板



写真-6 屋根の塗り替え後



写真-8 新しく建られた看板

看板等の統一化に関する答申

松尾村における「ふるさと景観形成」を推進する一環として諮問された看板等の統一化については、俗化されない農村観光地としての“松尾村らしさの創造”のイメージを高める観点からも、看板等の大きさ・色彩・形態・素材等を統一的に考慮することを原則とし、個別的には、設置する場所等に応じて、案内誘導の役割を明確にすることが望ましいと考えるので、下記の事項を付けて答申します。

記

- 1 松尾村外においては、松尾村及び八幡平までの路程を示す誘導看板
- 2 松尾村内の入口等（松尾八幡平インターチェンジ周辺他）には、エリア・地域の方向を示す誘導看板
- 3 松尾村内の主要道路の分岐する地点での誘導看板
- 4 公共施設敷内への総合案内看板
- 5 目的地での施設を誘導する看板
- 6 名称の統一、長い名称の略し方、ローマ字表記の方式など、和文・英文の両方で呼称の統一表示
- 7 一定の個所（区域）において、「看板設置禁止区域の設定」・「看板設置規制区域の設定」と「看板設置誘導区域の設定」
- 8 持続性を持った整備と管理の充実
- 9 総合的、かつ長期的な運用が可能なサイン計画の策定

村内のいたる所に乱立し、景観を損ねる状態にあったことから、平成5年度に村が観光協会に補助金を出して、村内の観光業者で組織する「看板等検討委員会」で審議し、試験的に村内の一部について看板の整理統合を図ったことをきっかけに、今後における看板等の設置の統一化を図るための指針として、松尾村ふるさと景観形成委員会が答申（表-1）を行ったものであり、これに沿って今後の看板の統一化が進められる予定となっている（写真-7・8）。

4 おわりに

ひと昔前は、農村には農村特有の色があり、それらはほとんど無色であった、と言われているが、このことは、建築等に一切の着色をしない、いわゆる自然そのままの状態を表現しているものであり、萱ぶき屋根の土色と白壁等を指しているものと思われる。

これが最近では、農村でも安普請で無統一な屋根をはじめ壁なども原色をふんだんに使った色彩の華やかな建築物で占められるようになり、農村の景観を損ねているのが現実となっている。

町や村の景観は、そこに住む人々の歴史や伝統の重み

などが関連し合って作り上げるものであれば、住民の意識を盛り上げることが重要であり、それだけに息の長い取り組みが必要となり、先ずできることから始めるのが妥当ではないかと思う。

舗装水路にドジョウのもぐるあぜはなく、夏の闇夜にはたるの群舞が消え、黄金の稲穂のなかに無数に飛び交うイナゴの姿を見かけなくなって久しいが、これと時を同じくして子供達の姿が田園から消えてしまったといわれる。

現代社会は、自然がいっぱいと思われている農村でさえ、子供たちから遊び場を奪い、疎外し、自然に接する機会さえ奪ってしまったのだろうか。時代の流れは如何ともしがたいが、子供たちは自然の中で遊びながら、自然の摂理の中から生活を学び、人生を学び、郷土愛を育んでゆくものであろうと思う。

今、むかしそのままの農村風景を求めることは現実的ではないかもしれないが、せめてこれ以上失ってはならないものをしっかりと守りながら、松尾にふさわしい農村風景とマッチした緑と建物の色彩を整えていくことが私達に課せられた最低限度の責務ではないだろうかと考える。

りんどうの里，綿帽子の里

立花徳彦*

1. はじめに

私たちが住んでいるのは、岩手県安代町の細野という集落である。すぐ隣には、戦後の開拓によって開かれた豊畑という集落があり、少し離れて星沢集落がある。この3つの集落が、これから述べる「綿帽子の里」である（図-1は、「綿帽子の里」づくりを計画した当時の地区の現況）。

世帯数は3つの集落を合わせて約100戸である。昔は農業と畜産だけの純農村であったが、近くに安比高原スキー場ができてからは、民宿を始める人が増えて、今では農業と民宿が収入の柱になっている。盛岡市からは車で1時間、東京から新幹線とバス（または在来線）を乗り継いでも、4時間少して来ることができる。

この地域は気候が厳しく、土壌や水利の便も悪くて、農業にはそれほど向いているとは言えない。水田が開かれたのは、昭和40年代に入ってからで、それ以前は、畑や雑穀やビートを作ったり、乳牛や短角牛を飼ったりしていた。米がとれるようになって喜んだのも東の間、昭和45年からは転作が始まった。とにかく、冬になると何も仕事がなく、みんな出稼ぎに出ている。

ムラを大きく変えることになったのは、昭和46年に始まったりんどうの栽培と、昭和56年にオープンした安比スキー場である。りんどうとスキー場が、農業と観光による今のムラづくりのきっかけを作ったのである。本報告もりんどうとスキー場の話が中心となる。

細野・豊畑地区の戦後の歩みを表-1にまとめた。

2. りんどう

現在りんどうの販売額は10億円を超え、文字通りムラの農業の中心になっている。

この地区でりんどう作りを始めるきっかけになったのは、昭和46年に地元の4Hクラブが、当時の普及所の所長の勧めで、試験的にりんどうの苗作りを始めたことに遡る。その頃、岩手県の園芸試験場に吉池先生というりんどうに詳しい方がおられたことや、長野県でりんどう栽培が始まっていたこと、そしてちょうど水田の転作作物を探していた時だったことなどが重なって、りんどうということになったのだと思う。

りんどうを始めたのはよかったが、栽培のイロハも知らなかった頃のこと、あろうことか、雑草と間違えてりんどうの芽を摘んでしまい、この年の苗作りは結局失敗に終わった。

けれども翌年の47年には、4Hクラブのメンバーのうちの13~4人が、農協か普及所かの委託を受けて、個人でりんどうの栽培に取り組み、今度はいまよくいった。そして48年には、農協にりんどうの部会が発足し、以後順調に生産は拡大していった。とくに、昭和55年の大冷害の年には、米が収穫皆無だったにも関わらず、りんどうはほとんど被害を受けず、冷害にも強いことが実証されて、栽培する農家が一段と増えた。

りんどうは水田で露地栽培する。弱酸性の水田の土と相性が良くて、花の色もきれいだ。りんどうは宿根性で、1つの株でだいたい6~10年ぐらい、毎年花を咲かせる。りんどうが終わった後は、4~5年水田に戻す。こうすることで連作障害はまったく出ない。

* 岩手県指導農業士（たちばな とくひこ）

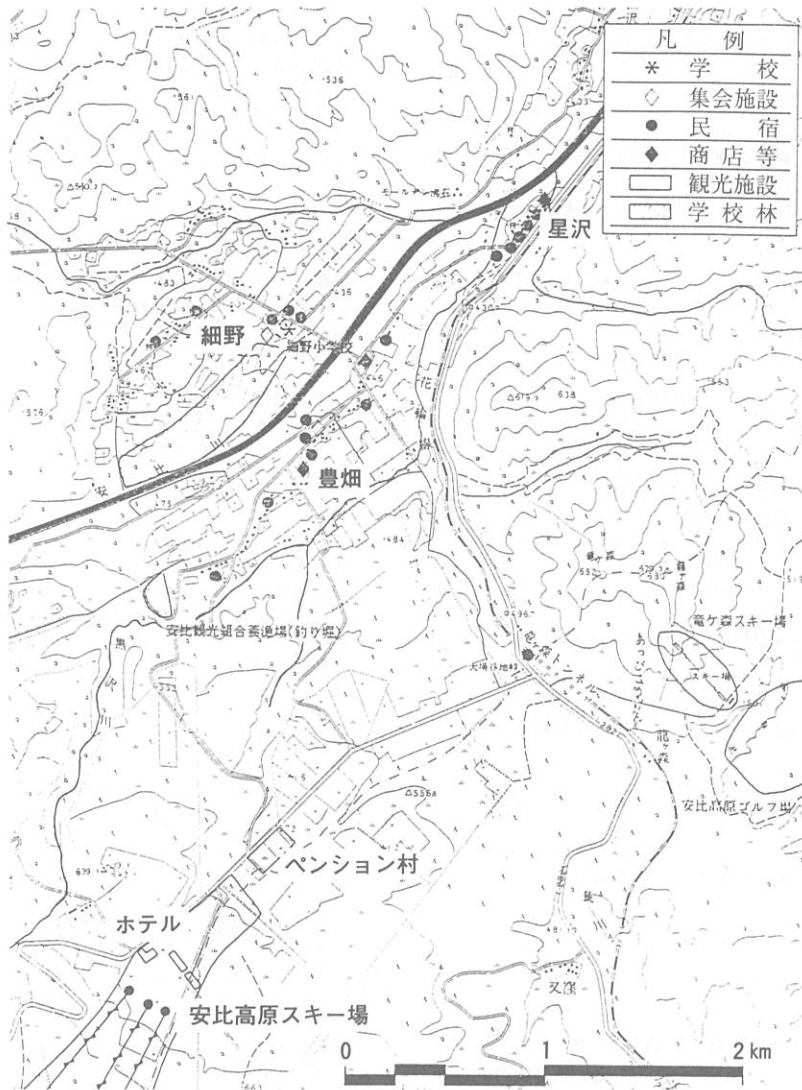


図-1 綿帽子の里（細野，豊畑，星沢）の計画当時の状況（1987年）

注：邑計画事務所編集・綿帽子の里実行委員会発行
「綿帽子の里づくり」（計画書），p. より引用

リンドウ作りで大切なのは苗作りである。上手な人でないと苗作りはできない。現在安代町では、4戸の農家が合わせて15haの苗作りを請け負って、町内のリンドウ栽培農家に供給している。私の地区は冬のあいだ雪が多く、ハウスでの苗作りには向かないため、苗はよそから買っている。

私は他の仲間とともに、最初からリンドウ作りに関わり、平成2年には岩手県の農業士の認定を戴いた。わが

家のリンドウの栽培面積は140a、このほかに、かすみそうを30a、ゆりを10a、そばを60aほど作っている。

3. 安比高原スキー場と民宿

安比高原スキー場がオープンしたのは昭和56年12月である。その経緯については表-2に示した。

スキー場のオープンと同時に2軒の民宿が開業した。

表-1 細野, 豊畑地区の歩み

昭和21年	豊畑入植始まる(細野地区住民が中心)
昭和31年	豊畑地区を中心に乳牛が導入される(5戸に1~2頭ずつ)
昭和36年	ビート栽培始まる。
昭和40年	開田事業着手。温水ため池工事着手。 / 岩手県新生活運動の共同推進地区に指定。川本岩手大学教授講演。
昭和42年	初の米収穫。ビート栽培中止(製糖会社倒産による)
昭和45年	水田転作始まる。
昭和46年	4Hクラブ員がリンドウの試験栽培に着手。
昭和47年	4Hクラブ員がリンドウの作付けに着手(4戸, 40a)。
昭和55年	冷害により水稲収穫皆無。リンドウの耐冷害性がわかる。 / 宿根かすみそうの栽培始まる。
昭和56年	安比スキー場オープン。/ 農家民宿2軒も同時にオープン
昭和62年	「綿帽子の里づくり」実行委員会設立。
昭和63年	「綿帽子の里づくり」構想策定
平成元年	花卉販売額1億円突破
平成2年	岩手県「第10回・活力ある我がむらづくりコンクール」優秀集落表彰。
平成3年	トルコギキョウ導入。/ 「綿帽子の里づくり」推進協議会発足。
平成4年	中山間地域農村活性化総合整備事業が着工。集落排水工事着工 / ゆう・ゆうプラン推進事業が着工
平成5年	大冷害により水稲収穫皆無。 / 細野地域活性化センター・農作業準備休憩室の建設。 / 温泉館(あずみの湯)営業開。
平成6年	農林水産祭(豊かな村づくり部門)で農林水産大臣賞受賞 / 安比高原にトナカイを走らせる会発足。
平成7年	中山間地域農村活性化総合整備事業が完工。

表-2 安比高原スキー場の開発経緯

昭和40年	安比地区に林野庁「森林レクリエーション事業」の構想持ち上がる。その後、牧野組合が農地売却を決定。
昭和54年	林野庁の総合森林レクリエーションに指定。日本リクルート参入
昭和55年	第三セクター安比総合開発株式会社設立(リクルート48%, 北海道東北開発公庫20%, 安代町8%, 岩手県5%ほか)。
昭和56年	安比高原スキー場開業。安比総合開発の指導で民宿2軒開業。
昭和60年	東北新幹線山野乗り入れ。東京からの夜行直通バス運行開始。ペンション11軒開業。ホテル安比グラウンド営業開始。
昭和63年	ホテル安比グラウンドヴィラ1開業。シーズン総入場者100万人突破。
平成2年	分譲リゾートマンション「メゾン安比1&2」完成。
平成4年	シーズン総入場者150万人突破。

表-3 「綿帽子の里づくり」事業計画

1 道路交通網: 幹線道路	・環状道路/生活道路 ・道路環境(歩道, 並木) ・高速自動車道のIC ・シャトルバス導入(里とスキー場の連絡バス) ・駐車場(共同駐車場)
2 公園	・安比川親水公園(サイクリングロード, 親水施設など) ・鍋越沢の環境整備(釣り, 水遊び) ・綿帽子の森公園(遊歩道, 池, 休憩施設など) ・星空の公園(散策路, 展望広場など) ・釣り堀公園(養漁業場と其の周辺) ・小公園/墓地公園
3 生活環境	・汚水・排水対策(下水道・浄化槽)/流雪溝 ・ストリートファニチャー(街灯, ベンチ, 誘導サインなど) ・安全施設(防火, 防災, 交通安全)
4 コミュニティ施設	・体育文化会館(テニスコート, グラウンドを含む)/歴史資料館 ・教育研究関連施設(農業関係試験研究施設など)
5 観光道路	・タウンセンター(ビレッジセンター)/民宿/別荘分譲地 ・花の里づくり(リンドウ, ラベンダー, かすみそう等の花畑, 貸し農園)
6 レクリエーション施設	・スノーモービルランド/月内山スキー場(練習場, フリースタイル, 歩くスキー) ・西森山ゴンドラ ・スポーツエリア(スポーツセンター, テニスコート, グラウンド, 乗馬コース, 観光牧場) ・森林浴レクリエーション(森林浴コース, きのこ・山菜・栗拾いの森, キャンプ場)
7 温泉開発	・温泉(温泉ボーリング, 給湯施設)/付帯施設(クアハウス, 露天風呂)
8 商業施設	・商業施設(旬の店, 手仕事・花と香り・ふるさとの味・暮らしの店など)
9 ソフト事業	・組織作り(綿帽子の里づくり委員会, 会社組織) ・里づくり協定(景観形成) ・美しい里づくり運動(清掃, 美化, 自然愛護運動) ・緑化運動(生け垣, 植樹, 花いっぱい運動) ・里ぐるみ農業の推進(人材育成, 販路確保) ・地域住宅の普及(耐雪・耐寒住宅) ・都市との交流事業(特別村民制度など) ・綿帽子の里総合発展計画(具体的な計画づくり)

その後、スキー場の客数が増えるにつれて、民宿の数も順調に増え、私の家でも昭和32年のスキーシーズンに開業した。それまではスキー場のコース整備のオペレーター等をやっていた。開業当初は150坪でスタートし、現在は390坪、定員は130人まで増えた。民宿では大きい方である。スキーシーズン中は近所の人や学生のアルバイトを雇ってる。

スキー場の効果は非常に大きく、スキー場で働いたり、民宿を始めることで、冬の出稼ぎはなくなった。自分で民宿をやらなくても、親戚や近所の民宿に手伝いに行く仕事がある。そういう仕事なら、年配の人でもできる。むしろ今は人手不足の方が問題で、それこそ冬の間は子供と猫の手しか残っていないというのが実状である。

4. 綿帽子の里づくり

スキー客が増え、民宿の経営が軌道に乗ってくると、みんな地域づくりの方に目が向くようになってきた。スキー場に来る客をただ泊めるだけでなく、地区そのものを魅力あるものにして、もっと地区内に留まってもらうというわけである。

地域づくりの具体的な活動が始まったのは、昭和62年に「綿帽子の里づくり」実行委員会を作ったときからである。「綿帽子の里」という名前は地元の人が考えた。

翌年の昭和63年には、自分たちでお金を出し合い、役場からも補助をもらって、盛岡の邑計画というコンサルタントに「綿帽子の里づくり構想」をまとめてもらった。この構想のねらいは一言でいえば、スキー場だけに頼らない、観光と農業の里を作ろうということである。観光といっても、ケバケバした娯楽施設を作るわけではない。農村らしい景観を守りながら、スポーツ施設を整備したり、川や森や草原など自然に親しめる場所を整えて、都会の人にくつろいでもらえる農村リゾートを提供しようというものである。

構想の内容は盛りだくさんだが、中心になるのは、タウンセンター、温泉、環状道路、いろいろな公園、それにトイレの水洗化（集落排水）などである。参考に、表-3に構想に盛り込まれた事業計画を示す。

タウンセンターは、温泉、レストラン、喫茶店、土産

物屋、それに体育館などの施設を、地区の中心部にまとめ、観光客へのサービスと地元の人との交流の場にしようというものである。こういう場所があれば、たとえば、スキー夜行バスで早朝に到着する客や、帰りの夜行バスに乗るお客さんの着替え・休憩・食事・時間待ちなどに使ったり、あるいは夏場のスポーツの合宿客を呼ぶこともできる。都会からいつも人が出入りすることによって賑わいが生まれ、地元の若者の定着にもつながる。また、施設が集中していれば運営管理も楽になる。

温泉はそれまで地区内になかったが、観光地としての魅力アップのために、是非とも欲しい施設であった。

公園としては、安比川沿いの親水公園や、付近の沢を利用した釣り・水遊びスポット、あるいは地区の中央に残っている森を生かした安比の森公園などを考えた。

地区の環状道路は、これまで行き止まりだった細野と豊畑の各集落をぐるっと循環できる道路である。民宿街からスキー場への連絡も便利になる。

トイレの水洗化は、日常生活を快適にするだけでなく、この地区のように観光でたべていこうとする所では不可欠な事業である。

ところで、こうした地域づくりへの取り組みは、「綿帽子の里づくり」から突然に始まったわけではない。昭和41年に、岩手県の新生活運動という事業の対象地区に指定され、その関係とと思うが、当時岩手大学教授の川本忠平先生がムラに来られて、ムラづくりの講演をされた。そのころは夢みみたいな話だと思っていたが、この講演がその後の地域活動のきっかけになった。

5. 中山間地域農村活性化総合整備事業

平成4年、「綿帽子の里づくり」の構想を実現すべく、中山間活性化事業が始まった。当初の予算が縮小されたたり、いろいろな問題がありましたが、平成6年にはほぼ完了して、施設の利用が始まろうとしている。

中山間活性化事業で整備された主な物は次の通りである。

第一は、活性化センターである。細野集落から安比スキー場に向かう途中にある。集会室とミニ体育館を合わせた施設で、屋外には、せせらぎ水路を建設中である。

第二は、圃場整備である。安比川の両側の畑地が整備され、かんがいができるようになった。河川との境界が未登記で曖昧だったのを確定することもできた。

第三は、地区周回道路である。以前は、国道の入り口に星沢集落があり、その先で道路が二手に分かれて、それぞれ細野集落と豊畑集落に向かい、行き止まりになっていた。細野から豊畑に行こうとすると、一旦分岐まで戻って、大回りしなければならなかった。それが周回道路のお陰で近道ができるようになり、またスキー場へのアクセスも良くなった。

第四は、集落排水である。これによって地区の全戸が水洗化となり、非常に快適になった。

このほか、悲願の温泉は、当初「綿帽子の里づくり」実行委員会が取り組んでいたが、その後、町がこれを引き継いで掘り当てることに成功した。現在、「あずみの湯」という名前が付けられて立派な施設が建てられ、第3セクターが経営に当たっている。

中山間活性化事業によって、地区の状態はかなり改善された。とくに集落排水や周回道路の効果はすばらしい。ただ、「綿帽子の里づくり」構想で描いていた夢のすべてが実現されたわけではない。とくに、温泉やセンターなどの中心施設が1カ所にまとめられず、分散してしまったのは残念である。

また、テニスコートなどの運動施設も欲しかったが、補助金以外に町が負担しなければならない費用があって、資金的に苦しい等の理由から、見送られたことも少し心残りである。

6. 施設作りから管理運営へ

「綿帽子の里づくり」はこれからが本番だと思っている。

まず、できた施設をどう生かすかが課題になる。その

中でも活性化センターの活用がポイントになると思う。せっかく立派な施設ができたのだから、地元の人々の利用だけでなく、観光にも生かさない手はない。たとえば、都会の人たちとの交流とか、スポーツの合宿などに使えば、夏場にも人が呼べる。本当は、施設をつくる前に、地元と行政で施設の活用方法をよく相談して、その後の管理運営のことも、しっかり決めておければよかったと思う。

どのように利用するにせよ、施設の維持管理はとても大切である。維持管理が悪ければ、有効に利用されないし、有効に利用できなければ、維持管理も手薄になっていく。これだけの施設になると、地元だけではとても管理しきれないから、当然、行政の援助が必要になってくるが、町の予算には限りがある。県や国の方でも、施設づくりばかりでなく、維持管理の面にも目を向けて頂ければと思う。

「綿帽子の里」を観光と農業の里として育てて行くには、まだまだやらなければならないことがたくさんある。ペンション街に比べると、景色が雑然としていて、やや魅力に欠けることは確かである。庭先や軒先を花で飾ったり、汚い場所を隠す工夫をしなければならないし、建物のデザインや色をある程度統一していく必要もあるだろう。また、安比川沿いに遊歩道を設けて、川に親しんでもらったり、気軽に釣りを楽しめるようにしたいと思う。やりたいことはいろいろあり、やる気のある人もいるが、夏はリンドウ、冬は民宿と忙しいのが玉に瑕である。

かりに、これらのすべてをやり終えても、ムラづくりが終わるわけではない。美しく豊かなムラを子孫の代まで維持し、管理していくことが、ムラづくりだと思う。「綿帽子の里」をより魅力のあるものにし、全国各地から、たくさんの人に来てもらえるよう、これからも努力していきたい。

つくる農場から見せる農場へ

—橋本ファームの挑戦—

橋本輝雄*

1. 橋本ファームの沿革

私が岩手県藤沢町に(有)橋本ファーム岩手農場を設立し、300頭の豚の一貫飼育を始めたのは、1975(昭和50)年、28歳の時であった。10年後の1985(昭和60)年には、隣接する花泉町に(有)橋本バブコックスワイン農場を設立し、800頭一貫のバブコック方式ウインドレス豚舎を完成させた。現在2つの農場は、それぞれ1,100頭規模(藤沢1200,花泉800)にまで拡大し、岩手県経済連や(株)岩手県畜産流通センターを通じて、岩手県内をはじめ宮城県・埼玉県の生協やスーパーに高品質豚肉を供給している。

1986(昭和61)年、私は有機野菜や花卉栽培などに着手するとともに、レストランを併設した(有)館ヶ森ハム工房を作り、自分の農場で生産した高品質豚肉の加工・販売にも乗り出した。ドイツから加工機械を輸入し、マイスターを招いて製造された手づくりハムは、無添加、脂肪分20%というヘルシー志向にマッチした自信作であり、スーパーや生協のほか、宅配便で全国各地に販売されている。

さらに1993年には(有)アークを設立、藤沢町などの協力のもと「館ヶ森アーク牧場」を開設して、ハム・ソーセージの加工・販売、レストラン経営、鹿や馬の放牧、ガチョウや採卵鶏(赤玉)の放し飼い、家畜ふん尿を利用した有機野菜・小麦・花卉・ハーブ等の栽培を手がけるようになった。

他方、こうした活動をきっかけとして、1992(平成4)年には、藤沢町と(社)藤沢町農業開発公社、(有)アーク、および(有)大籠リンゴら農業生産法人の出資

による第三セクターが設立され、「館ヶ森ファームマーケット」と「グリーンボーデン館ヶ森」(宿泊施設)の2つの施設が1994年にオープンした(写真-1・2・3・4)。

宿泊施設である「グリーンボーデン」は、農村と都市の交流を促進する施設であるとともに、都会の外来者から地元農産物の評価を受ける場でもあり、藤沢町農業の流通戦略施設としての役割も担っている。

一方、「ファームマーケット」は、「花、緑、水、食、土」をキャッチフレーズに、農産物の生産・加工から流通、さらには観光や教育機能までも取り込んだ、複合的かつ戦略的施設であり、「ファームマーケット」内のハーブ館(各種ハーブ製品の直売、レストランも併設)では、消費者を交えコンサートやカルチャー教室なども開かれている。

2. 養豚事業の新展開

現在、豚舎は開放とウインドレスの両方を合わせて14棟で、そのうちストール舎と分娩舎が6棟ある。人工授精(AI)は50%の割合で採用しており、正常産子数は約10.5頭、離乳頭数は10頭程度、母豚の回転率は2.35~2.4となっている。母豚1頭当たりには通常、専用飼料(CP16%, TDN75~76)を2.5~2.8kg与え、分娩前4週まではそれを1.7kgに落とし、その後は3kgに増量する。子豚は3週齢で離乳後、育成舎へ移動させ、室温27~29℃、湿度70~80%に保たれた育成舎に10週齢まで置かれたあと、肉豚舎に送られる。

肉豚舎は開放だが、舎内は20℃以上を保つよう注意している。飼料は指定配合でCP12%, TDN75となっている

* (有)アーク(はしもと てるお)



写真-1 フォームマーケットとハーブ館



写真-2 ラベンダー畑のハーブ館



写真-3 グリーンボーデン館ヶ森

ほか、肉質を重視するためイモ類や麦類を強化している。雌雄混飼ではあるものの、移動のたびに大きさを揃えていくということから、肉豚は6ヶ月齢でほとんどすべてが110kgに達し出荷できる。

また、橋本バブックスワイン農場は、米国バブックスワイン社が開発したシステムを全面的に取り入れており、間口27.1m、長さ102mの繁殖舎（種豚室、分娩室、離乳室がある）と、肥育舎（間口27.1m、長さ147m）の2棟で、母豚1,100頭の一貫生産が行われている。



写真-4 畜舎群と牧場



写真-5 農場全体に広がる庭園

橋本ファームは、何回も増築を重ねたためにレイアウトが悪く、また最も古いウインドレス豚舎は20年もたっているため、スクラップアンドビルドで、最新の畜舎が8月に完成する。新たな豚舎は、繁殖舎一棟、肥育舎4棟となる。豚の移動はワンウェイであり、繁殖舎はウインドレスで、両妻側に入気口と排気ファンを設置し、縦断換気の方法を採用する予定である。舎内に取り付けられるストール、給餌器などすべての器具、機材は米国から輸入する。老朽化した豚舎では、相当なシステムと技術力がなければ、生産性を維持することは難しい。そのため、新しいシステムの導入が技術力をカバーすると考えて、豚舎の全面改築に着手した。

豚舎の改築による橋本ファームの目標は、年間の離乳頭数が26頭以上、1週間に500頭ずつ、年間26,000頭を出荷することである。そのためには、出荷計画からすべての管理体系・技術を確立していく必要がある。また、オールアウトの実施によって、週休2日制など労働条件

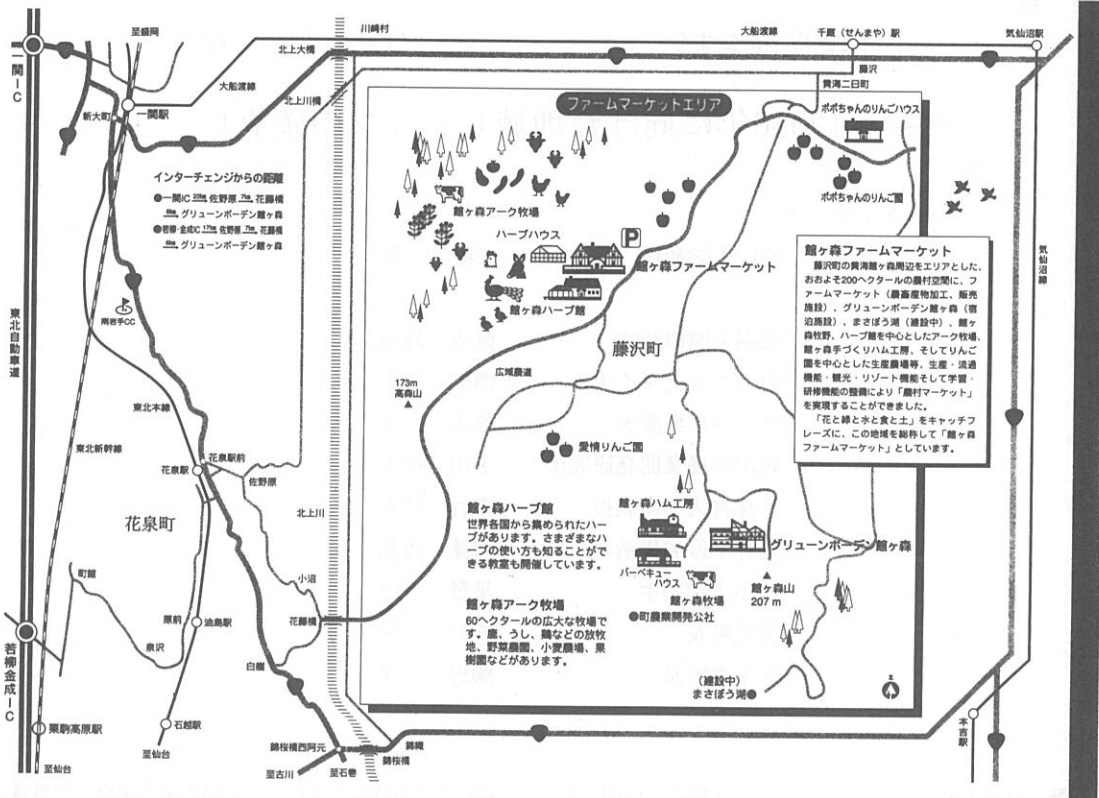


図-1 館ヶ森ファームマーケットエリア

の改善を進める計画である。

現在、橋本バブボックスワイン農場は従業員7人で年間7億円を売り上げている。これからの経営は、従業員1人当たり1億円の売上が絶対必要だと考えている。そして人件費の諸経費に占める割合は、米国のように5%程度に抑えていくべきと考える。米国が豚1頭を1万円で生産しているとすれば、日本もせめてその2倍半で生産できるような生産態勢を作り上げていかなければならない。

3. 養豚事業からムラおこしへ

私は農場づくりの基本を「機能性とファッション性」の追求に置いている。要するに「作る農場から見せる農場へ」の転換である。橋本ファームの豚舎群を包み隠す

ように広がる庭園は、そうした当初からの信念を象徴している。生協会員や地域の人々を招いての交流会もこの庭園を舞台としてきた(写真-5)。

「みずから生産したものを、みずからで価格をつけ販売していかなければ意味がない」という経営方針を貫くため、消費者重視、ユーザーの信頼を裏切らない努力を続けていきたい。

21世紀は農場の設備投資・合理化、そして流通革命に積極的に取り組める養豚経営者が生き残ると考える。そのためには地域に根を降ろし、その地域の活性化・発展とともに自分の経営(事業)を確立していくことが重要であろう。

(本文は岩手大学広田助教授による編集をもとに事務局の責任で加筆・修正した。)

資料：

第16回現地研修集会パネルディスカッション(1994.8.24)の記録

〈テーマ〉『2050年に向けた地域ビジョンの確立』

〈コーディネーター〉

岡山大学教授 三野 徹

〈パネラー〉

成羽大関酒造(株)	渡辺 醇造
おもちゃデザイナー	西田 明夫
タバコ専業農家	杉本 直美
岡山県農業開発研究所	上田 欣也
宇都宮大学助教授	津谷 好人
農林水産省構造改善局	齊藤 政満
岡山大学助手	星野 敏
美星町長	杉原 昇
久米南町長	國忠 泉

三野：パネルディスカッションには、実際に中山間で暮らしておられる方、いろいろな取り組みをされている方をお迎えしています。講演者とは異なる立場から日頃のお考えを伺い、両者を合わせて2050年の中山間のビジョンを考えたい。ではパネラーをご紹介します。

渡辺醇造さんは、岡山県成羽町で酒造会社を営まれ、「日本酒は地域に根ざした文化」とのお考えで、岡山の地酒と地域づくりに取り組んでおられます。「岡山幻の酒を飲む会」の世話人を務められ、全国聞き酒選手権大会では、平成2年度優勝、4年度準優勝という輝かしい成績をおさめられました。

続いて西田明夫さんは、長野県でペンション経営をされた後、岡山県東粟倉村に移り、ホテル「田舎の日曜日」を営まれています。更に東粟倉村の「愛の村リゾート構想」に参画しながら、からくりオルゴールの作家、おもちゃのデザイナーとして活動されています。

続いて杉本直美さんは、非農家から久米南町のタバコ専業農家に嫁がれ、現在はご夫婦で3ヘクタールの栽培をされています。平成4年度から全国に先駆けて、タバコ耕作者組合で月給制度を導入されました。

続いて上田欣也さんは、岡山県農協中央会で営農事業の責任者を務められた後、昭和63年に岡山県とJA中央会のシンクタンクである岡山県農業開発研究所の初代所長に就任されました。岡山県下の農山村の農業開発、地域振興のコンサルタントを幅広く手がけられています。

●農業問題と日本酒業界の問題は同じ

渡辺：私の本業であるお酒づくりを通じた地域の取り組みについてお話します。私の住む成羽町は県中西部に位置する人口6,000人あまりの中山間の町で、私の家は明治の初めから清酒の製造をしています。

まず日本酒業界の概況ですが、平成5年12月末で全国2,350余りの蔵元が、約53万トンの原料米で日本酒をつくっています。各蔵には規模によって3人から約200人、平均7人の蔵人が、主に冬季の農閑期に酒づくりに来ています。このように日本酒は、原料面でも製造面でも農業に依存した産業なので、今日の農業問題はこの業界にも同じく問題になっています。私はこのままでは日本酒の歴史の中で、今の品質が最高だったということになるのではという危機感を持っています。それは原料面では

高度に精米できる時代になった反面、杜氏が高齢化して後継者が育っていないからです。この原因は、季節的で不安定な雇用と、日本酒づくりが職人技に頼ってきたことだと思います。これから若い人達に酒づくりを伝える取り組みをして、ぜひ地酒づくりを続けたいと考えています。

●高付加価値・低コストの酒米で個性ある地酒を

酒造好適米は作りやすく、土地や気候を選ぶものが多くて、どこでもできるわけではありません。またその米を使っても、地酒がその地域の個性、風土をイメージできるように品質や外観を提供しなければ衰退してしまうでしょう。そのため高付加価値のお酒用に山田錦、雄町米などが必要ですが、雄町米は県南部でしか栽培できません。中山間地域向けにぜひ良い酒米を開発していただきたい。また他の酒類はほとんど外国の安い原料を利用しており、日本酒業界は相対的なコストアップに苦しんでいます。酒米は食味が落ちるので県の奨励品種から外れることが多いが、酒づくりに向いた低コスト多収穫米の開発にもぜひ取り組んでいただきたい。大量につくって大量に安く売るといふ大量流通の中で地酒がやっていくには、地域の特産米を生かした個性ある品質をどう表現し、実現するかが一番のポイントと考えます。

●地酒を通じた地域づくり

地酒ブームの先鞭をつけたのは新潟県の酒ですが、実は昭和30年代、新潟では地酒の評判はあまり良くなく、むしろ県外の酒の方が良く飲まれていました。しかしその後、上越新幹線や高速交通網の整備に伴う人や物や情報の流れの中で、「おいしい米」「雪国」「お酒」とうまくイメージをつないで、情報の中心地＝東京へ売り込んだのです。そのことが、今全国に新潟の酒が売れている原動力でした。岡山県には87の蔵元がありますが、残念ながら県外のお酒の方が多く飲まれている状況です。「幻の酒を飲む会」という、地域のお酒と風土、文化をつなぐ活動を通じて、何とか新潟県のような酒どころにしたいと考えています。情報の中心である東京を相手に、流通から販売までのインベーションができ、地域資源を利用して情報発信できるような投資が必要だと思います。

●外からの目で内を見る

「おもひでろぼろ」という映画の中に、「ふるさとの景色は山も田も川も土地の人々が自然とともに生き、ともに守りつづけてきた景色なんだ。だから初めてなのになつかしいんだ。」という台詞があります。これが町の人々が期待する田舎の一つの姿であり、今後グリーンツーリズムに関係してくると思います。田舎の美しい景色の中に、特にスレートぶきの小屋が最近目につきます。低コストでしかも景観を損なわない建材の開発をぜひやっていただきたい。歴史を重ねた集落の中に、簡易・安易な建物があちこち入ってくるのは非常に残念です。

地域活動する上で重要なのは、外からの目で内を見る能力を養うことです。自分のところの良さ、悪さは自分で見えないものですが、お酒の世界も同じです。最近ワインのソムリエ（ワインをお客様に勧めるプロで、味、歴史、文化をすべて知っています）が、日本酒を勧める運動をしています。なぜと申しますと、日本のソムリエが外国に行くと必ず「日本人はどういう民族か」「日本のお酒はワインしかないのか」と質問される。そういう問いに答えているうちに日本酒のすばらしさに気づき、特に吟醸酒を評価するようになりました。そして「こういうすばらしいお酒が日本にあるとは知らなかった。これからは民族の酒としての日本酒ももっと広めよう」という運動になったのです。やはり外からの目で見て初めて自分のところの良さがわかるのではないのでしょうか。

●C I と地域交流

地域の特性を捉える時、行政区分にとられると、小さな中山間の町ではよそとの差別化ができません。流域や街道沿いなど歴史的に交流のある、ある程度のまとまりの中で地域のビジョンをつくらなければ、大都市へと波及できないと思います。C I という手法は地域づくりの場合、その地域イメージの統一化を図るのではなく、他の地域と差別化していくものだと思います。

私は「岡山地域づくり交流会」という、産・官・学・野のネットワークで活動しています。今、地域連携軸構想が動いていますが、この地域では第2国土軸につながる松江・米子・岡山・高松・高知と、この横の連携軸のルートが注目されています。これを中山間の町にも引

張れるように運動しています。離れた地域の人がつながることで、少なくとも通過点にならないよう、地域の活性化に役立ちたいと思います。

地域づくりで折りに触れネックになるのは、実は選挙運動での対立です。地域がまとまっても内に向けた動き中心ではだめで、これからは外へ向くことで真の地域のまとまりができると考えます。美星町の夢ヶ原の園長は、非常にホスピタリティのある方で、その周りにすばらしいスタッフがいて、初めて夢ヶ原のすばらしさになっている。私どもも、そういうホスピタリティを持って広域のネットワークをつくり、交流を続けていけば、中山間の我々の町の活性化につながるものと期待しています。

●「何も無い」東栗倉村を選ぶ

西田：私は兵庫県の明石に生まれ、3歳で大阪に引っ越し、東京でのサラリーマン生活の後、山の生活がしたいと、約20年前に福島県会津磐梯山の五色沼近くでペンションを開業しました。町で育った人間にとって5mの積雪は初めてで体を壊してしまい、もう少し雪の少ないところにと、長野県白馬村へ引っ越し13年過ごしました。そこでの最初のアルバイト学生が東栗倉村の出身で、東栗倉村の存在を18年前に知り、そして7年程前に村を訪れてびっくりしました。何も無いんです。見渡しても高压電線も信号もない、人もいない。マンガの「日本昔ばなし」のようにのどかな、昔ながらの田舎がそこにありました。その時に、東栗倉村に引っ越したいと思いました。

白馬村は人口約8,000人ですが冬には1日20万人に膨れ上がるスキーリゾートで、私が行った時3軒しかなかったペンションが、13年間で430軒に増えました。当初白馬のペンションは価格は高いがレベルも高いという評価でしたが、数が増えると値引き合戦になる。そうすると安いから行くというお客さんしか集らず、仕事の楽しみが削られて非常に辛かった。ですから、どこかに引っ越してペンションをしたいという気持ちがずっとありました。たまたま東栗倉村を知り、「何もしたくない、たまの休みだから奥さんや子供をわずらわせず、ゆっくり過ごしたい」という人を相手にホテルをしようと思い

ました。実際そういう人が何人いるか判りませんが、大変な冒険だと思いましたが、5年前にペンションを開業しました。

●愛の村リゾート構想とオルゴール・おもちゃづくり

その時の東栗倉村の村づくりのテーマに「愛の村リゾート構想」があり、その3本柱が「自然」「音色」「創造」でした。村のヒナクラ山のベルピール公園に、日本一大きな鐘が2つあります。フランスのアヌシーに発注した鐘で、1つの直径と高さが各2m、重さが6tある、村興しのシンボルです。私はオルゴールの音色にあわせて動くおもちゃを作っているの、村に「創造の部分を私に受け持たせていただけないでしょうか。ついては、働く場所としてアトリエをつくっていただけませんか」とお願いしたところ、70坪の立派なアトリエを建てていただきました。4年半前に、私と若林というおもちゃのデザイナー2人が引っ越して、アトリエを始めました。現在おもちゃを作る人が3人、家具が2人、オカリナが1人、合計6人がアトリエとその近くで活動しています。

●おもちゃを通じた地域のつながり

日本おもちゃ会議という、日本中のおもちゃのデザイナー、作家、大学の幼児教育の研究者、コレクターなどで構成されるグループがあります。その事務局が今年の2月から東栗倉村に移ってきました。人口たった1,500人の村に、日本中のおもちゃの情報が集まっています。また主婦と生活社の「ウッディー専科」の、昨年11月号の特集「おもちゃ作家の世界」で、全国のおもちゃのデザイナー・作家29人が紹介されましたが、その内3人、実に1割以上が東栗倉村の作家でした。それで「東栗倉村ってどういう所なんだろう」と一躍注目を浴び、いろいろな方が訪れるようになりました。来年2月には大阪からおもちゃのデザイナーと作家が2人引っ越してきます。

また村から車で60分の兵庫県香寺町に、日本玩具博物館という世界的なおもちゃの博物館があります。そこで私たちも、村に小さな博物館でもできればと希望していたところ、国土庁の援助で来年の子供の日に、近代玩具

博物館ができることになりました。更に村から車で北に60分の鳥取市には、平成7年7月7日に市立世界玩具博物館ができます。そうしますと車で60分、60分の間に、日本玩具博物館、近代玩具博物館、世界玩具博物館が並び、私たちはシルクロードならぬトイロードができると喜びまして、これをどう活用するか計画を練っています。

また、アンデルセン郵便局というシステムがあります。これは、誰かにあげるカードを封筒に入れて日本の支局に送りますと、デンマークの本局に転送され、本局がスタンプを押してその相手にカードを送るというものです。その支局を私たちのクラフトハウスが取れそうなので、アンデルセン郵便局という名前のおもちゃ屋さんをつくらうと今計画中です。

●「子どもの生活と文化」をテーマに活性化を

博物館やアンデルセン郵便局自体は目的ではなく、一つ的手段と考えています。今日本には、精神や体に障害のある子が不幸にして多くいます。アトピーも障害に数えますと、大体日本の子供の3割になり、あと10年で50%近くになると言われています。2人に1人ですから、10年先には子どもの生活と文化が大きな問題になると考えています。そこで、子供の生活と文化という切り口から、おもちゃという道具で関与していく。そうなると、きっと私たちの村にいろいろな人が来てネットワークが広がり、健康的なビジネスが始まると希望を持っています。

●月給制度導入の経緯

杉本：月給制度は正しくは「たばこの売り渡し代金の分割払い制度」です。たばこ農家の収入は7月の前払いと売り渡し時の年2回しかなく、営農費と家計費が一緒に、経営状態を十分把握できませんでした。お金が必要になると主人に都合をつけてもらい、それがたばこ代金か借入金かもわからずやりくりしていました。そこで家計費だけでも安定させる方法を考えた結果が月給制度でした。主人が岡山県たばこ耕作組合に交渉した結果受け入れられ、はじめ岡山県下のたばこ耕作者に呼びかけましたが希望者はいませんでした。提案者の主人が地元で募っても、月給制度との関わりが全くなかっただけになかなか理解してもらえず、また新しい試みに決断がつか

ない人も多くおられました。集会のたびに勧誘したり個々に訪問して説明する中で、我が家を含めてやっと10戸の農家がモデル農家となり、平成4年4月にスタートしました。当初事業主体を岡山県たばこ耕作組合として委託していましたが、法律上の問題から平成6年度以降、組合と独立した岡山県たばこ育成協議会で制度を継続しています。

●月給制度の仕組み

生産物の全量買入れ、買入れ単価の補償、災害援助の3つが月給制度の土台です。4月から売り渡し時までは、組合が一時借入金を金融機関から調達し、各農家の口座に振り込みます。そして売り渡し時に4月からの借入金を清算し、翌年3月までの月給分を天引きします。さらに資材代や7月の前払い金を差し引いた残額がその年の清算金になります。つまり前半の給料は借入金から、後半はたばこ代金の天引き貯金から振り込む仕組みです。月給分の割合は販売総額の2分の1以内として、残りは営農費に回します。

月給制度が実現できた最大の理由は災害補償にあります。総収入の半分までならどんな不作でも返済できるし、災害補償にかかった時でも3割は営農費に回せます。初年度は面積に関係なく一律20万円でしたが、平成5年度からは月額10アール当たり1万円コースと2万円コースを設け、耕作者が選択できるように改善されました。これによって大規模経営だけでなく、30アールから280アールまで幅広い階層の方が加入しました。モデル農家全員が継続参加となる一方、新たな参加者を迎え参加農家は57戸に増えました。全国に先駆けたこの事業の評判は周辺農家や県外にも伝わり、注目を集めています。

●月給制度で農村女性の地位と意識が向上

我が家では月給の振込口座を家計費専用とし、営農費を分離することで生活も安定しました。給料でやりくりする意欲がわき、計画性が身についたと思います。月給分は私が管理しているという責任を感じますし、経営に参加している気持ちにもなりました。

初年度の反省会では、全員が「よかった、ぜひ来年以降も続けてもらいたい」という意見でした。5年度の反

省会では「月給制を始めた矢先に家族が入院し、役に立った」「ゆとりができて、家族で遊びに行くようになった」「口座の残額がなくなっても月給で生活ができるので安心」「口座がマイナスにならず安心」「計画的になった」「家計簿をつけるようになった」「衝動的に使うのを我慢するようになった」などの声が出されました。

ややもすれば男性に頼りがちな農家の主婦にとって、生計の安定や意識の向上は自立と地位向上につながります。これはこれからの農業を考える上で重要だと思います。端境期の金銭的な気苦労から開放され、安心して農業に専念できる開放感が、何よりも大きなメリットでした。また、組織的な取り組みによって導入が容易になる好例でもあると思います。小遣いの使い方や農業への関心、作業への参加など、子供の態度の変化にも驚かされました。月給制度は複合経営や兼業農家などでは必要性は薄いわけですが、たばこ専業農家にとっては非常に魅力ある制度のようで、現在まで批判の声は聞こえません。

私たちは職業として農業を選び、他の月給生活者と同じように毎日働いているのですから、月給制度は当然のことだと思います。他の多くの労働者は、生活を経済的に高め、改善しようとストライキまでしておられます。農家も暮らしを豊かにするために努力してよいと思います。新しいことを思いつき、実現させるにはいろいろな問題が起こり、大変な努力を必要とします。一耕作者の思いつきを速やかに取り上げてくださった岡山県たばこ耕作組合並びに御支援いただいている岡山県信用農業協同組合連合会の関係各位に感謝いたします。

●2030年までは問題の深化の時代

上田：岡山県の中山間地農業に触れますと、全国的には中山間地農業は全体の40%ですが、岡山県では60%と高く、それだけその振興は大きな意味があります。しかしこの地域は人口が減少し高齢化も進んで、高齢化率は中山間地の平均で既に20%を超え、30%を超える町村が5つあります。こういう地域では高齢化問題は限界にきており、耕作放棄地も4,000haを超え、地域資源の管理等について困難な状況が生まれつつある現状です。

私は2050年までの期間を前半期と後半期に分けて考えたい。前半期は2020年から30年頃までで、現在中山間地

が抱える高齢化、過疎化、農業生産の衰退の問題が続くと思います。農業面では、担い手の不足や耕作放棄地の増大から、農地の利用率は相当低下するでしょう。そのため今後は経営の転換対策や経営の補完的な組織、農地の保全対策、新規参入、アグリビジネス等の育成が課題になります。行政や農協等は地域の変化を受けて、必然的に広域化を模索すると思います。特に農協は系列化を弱めて地域性を重視し、行政との連携を強化するでしょう。食管の変化にもよりますが、中央の求心力は弱まり系統組織の崩壊過程に入ると思います。このように前半期は、現状の中山間地問題が深化しますが、同時に従来村社会を支えてきた秩序や農地に対する伝統的な価値観が崩壊し、後半期の新しい秩序や価値観が醸成されてくると思います。これらの要因はいろいろありますが、1つは昭和1ケタ世代が完全に引退することです。

●2030年までの対応が2050年を決める

後半期の中山間地は、人口は減少しますが少数安定の社会を構成し、年齢構成もちょうちん型に近づき極端な人口流出や高齢化は解消すると思います。問題は安定期の前の混乱期で、この時期の対応によって後半の中山間地には、かなり地域間の格差ができると思います。特に農業では、前半期に土地利用や資源の管理主体をどうするかが問題で、アグリビジネスの参入等、農村外の要因が社会形成に大きな影響を与えるでしょう。一般的には目的別社会ないし共存的な社会の形成が進むと思います。

生活圏の広域化により職・住の分離した社会に進み、片足は都市で片足は農業という若い人の今の感覚がはつきりして、通勤農業などの形態が生まれると思います。生産面では水田率が下がり、その代わりアグリビジネスの成長と結びついた多様な農業経営の展開が可能になるでしょう。一部では消費者が参加する農業、ないしは流通資本等を中心にした外部資本による地主的な経営も発生すると思います。これらを支える労働力として、海外の農業研修生等の受け入れが増加する可能性があります。農業生産の主体が、企業ないしは販売戦略別、目的別の組織化へと進みますと、農協は必然的に施設型の農協の性格を強めるでしょうし、合意形成の面で現在の集落の機能を、農協が地域社会の中で代替し、同時に農地を中

心とした資源を管理する性格も強めると思います。

いずれにせよ、前半期の対応によって後半期は相当変わりますし、同時に2010年から20年頃に地球規模の課題が深刻になると予想されます。特にエネルギーが需給面で限界に近づき、価格が上昇して、必然的に農産物価格も上昇をせざるを得ず、世界的な人口増の問題等も絡んで大きな影響を与えるでしょう。エネルギー価格の上昇は農業を、食糧生産から現在の石油化学にかわる工業原材料生産に変える可能性があると考えます。

三野：農水省の社会資本整備委員会でも、2000年を過ぎた頃から投資余力が落ちると予測され、その中で社会資本をいかに整備するかが議論されています。2030年以降の新しい秩序に向かっている準備が重要だと思います。

ではこれからディスカッションに入りたいと思います。

●情報の交流と土地利用の柔軟さ

山本（農村開発企画委員会）：情報面では都会が有利な状況の中で、西田先生はなぜ今の地域に立地され、またどんな条件を整えればより良いとお考えか、お伺いします。

西田：一番問題なのは情報の交流だと思います。それから、家具やおもちゃづくりで機械を動かすと音や木くずが出るので、赤ちゃんが起きるとか洗濯物が汚れるとか、町では嫌われるのです。それを東栗倉村は受け入れていただける条件がある。もう一つは博物館ができることで、新しい仲間を呼び込む大きなネタになると考えています。

私たちが切実に考えるのは土地の問題です。田舎では間引きも下草刈もしていない土地でも売っていただけません。これは白馬村、会津磐梯山でも同じです。私たちよそ者が来て仕事しようとした時、まず家すら建てられないという問題があります。お金や人は都会に集中していますが、ペンションに来てお金を落とさせていただく、あるいは作ったものを都会に売ってお金をもってくる、情報は電話やファックスがある。一番問題なのは住むところで、もう少しオープンになればと思います。

藤田（チェリーコンサルタント）：21.5世紀の中山間のイメージとしては、私は地域が主体性を持ちながら田園らしさや伝統、文化を残して行くべきと思いますが、上田先生のお話からは、都市化が進むことを若者が望むよ

うに受け取れました。渡辺先生はどう展望されますか。

渡辺：まず、清里のようにはなって欲しくないと思います。商業ベースの活性化だけではダメで、その土地の人が美しく暮らせて、風土の中で歴史に耐え得る景観や建物が残る町づくりがなされればと思います。野生の自然ではなく、ふる里とという人の手による地域の景観の良さが本当に心に響く気がします。

富田（宇都宮大）：上田先生は2030年以降の新しい農業について多様な展望をされています。そこで津谷先生に伺いますが、2050年を目指した日本の条件不利地対策は、どのように展望できるでしょうか。

津谷：上田先生のご報告の中で一つ言えることは、ヨーロッパでは農家の意識や、例えばグリーンツーリズムで農村を利用する消費者の意識が、すごくちゃんとしています。いわば個人主義の世界で、どんな条件不利地域でも生活水準は絶対に下げない。例えばドイツ人は休みが好きで、農家でも2週間は休みを取りたいと考え、家族経営の場合にはマシネリングという組織を作って、休みを取り合う、それができない場合にはサービス会社などに休みの時だけ頼むという考えです。そういう意味では農業を生産というよりサービスとして捉えて、お互い交換し合うという傾向が強まると思います。

●規制緩和と規制強化

三野：上田先生は土地利用や環境、資源に対する規制強化と、市場原理に基づく規制緩和や地域分権の2つの方向を示されましたが、そのどちらが強くなるでしょうか。

上田：前半期には、個別農家の相続で地域農業を維持することはできなくなり、それが進むと不在地主が発生します。少数ですが、農業に一生懸命取り組む方も増えるでしょう。その意味で、前半の混乱期に地域資源に関わるいろいろな立場の間で問題が起こってくる。そういう変化を受けとめるには、土地利用計画のようなマスタープランに基づいて、地域住民の合意も得て私有権をある程度制限し、農地保全を強めておくべきでしょう。現在は農振法に地域が縛られていますが、町村は自身での線引きを迫られるということです。この時期にうまく地域資源を管理できる組織をつくることで、後半期の外部参入等のいろいろな展開や、地価の抑制問題等に対応して

いく。後半期の新しい中山間地を築くには、どうしても前半期はある程度、農地の保全等について規制を強化しておかないと、後に問題が起こると考えます。

●地域づくりの具体的な進め方

高杉（県土連）：2050年といわず、せめて10年先ぐらいを地元と想定しながら地域づくりを進めたいが、上田先生から御示唆をお願いします。また、地域振興を考える場合、差別化はなかなか難しい。地域間の交流について渡辺先生にもう少し伺いたい。

上田：私も集落に参りますと、「何はともあれ10年先の自分と向こう三軒両隣を頭に浮かべてください」と言います。1分ぐらい考え、一人一人の意見を聞いて大体同じ姿が見えてから、どうすべきか話し合うのが良いようです。現在から始めますと、今の機械が使える間は自分でしたいなどの話になって議論が進みません。10年先の話をある程度固めますと全体の方向性が合意しやすいようです。一方、私が昭和1ケタを問題にしますのは、農地を保全してきたこの世代の後継者が中山間地で4割しかおらず、6割が将来への展望や意欲を持ってないからです。アンケートでも「わし一代の農業だから、ほっといてくれ」という気持ちが強く出てくる。この点が難しい。

渡辺：地域づくりのリーダーは一匹オオカミ的な方が多く、強烈な個性で人を集めているケースが多いのです。そういう方を野人と呼んで、産、官、学、野のネットワークをつくるのが「岡山地域づくり交流会」の趣旨です。現在300人ぐらいですが、地域に合った活動をするとともに、外部の方を招いたり、講演会に行った場合に交流会全体の情報を利用しようとしています。私は20人ほどの高梁地域委員会に入っていますが、そこで人の輪が広がるのがおもしろい。酒の席でつい言ってしまったことを実現するよう務めるのが一番の原動力です。その交流が地域連携軸とつながってくる部分もあります。例えば高梁川にはたいへん山桜が多いので、これを地域の名物にしようということから、最後は気象衛星ひまわりから見ても映る、高知から米子まで続くような桜街道にしようという大それた意見が出て、本当に高知県と交流しようということにきています。やはり地域のいろんな仲間のつながりが、良い成果につながっているのだ

と思います。

野口（福島県農村振興課）：西田先生に伺いますが、ペンションのお客さんはどんな状況でしょうか。中山間事業で施設を作りますが、どういう人をターゲットにどういう施設をつくれれば良いか試行錯誤中です。何もないところに何の目的もない人が来る場合もあると思いますが、そういう人たちを、どう集束させて地域を活性化したら良いでしょうか。

西田：「田舎の日曜日」というペンションをしています。7年前にこの名のフランス映画があり、日本人が当時求めているものとは全然違う豊かさが描かれていました。それを女房と見て感銘を受けまして、このような休暇を過ごせる宿をやりたいと考えたのがスタートでした。東粟倉村といえば当時、岡山県の人もどこか知らない所だったと思うので大きなカケでしたが、思いのほかそういう休暇を求める人は多かったように思います。

ペンションは若い女の子が集まる所と思われがちですが、私が20年前に始めた時にはもっと落ちついたいい宿でした。それが清里ブームのおかげで高校生ラブホテル化してしまいました。ときどき「ブティックが近くにありますか」とか、「どんなお店がありますか」「ジェットコースターありますか」というとちんかんな質問がきます。それには、「うちの村には何もありません。標高が650メートルありますので、上を見なくても前を見れば星が見えます。」と答えています。夜は真っ暗で何の物音もせず、お客さんのオーダーがなければステレオもかけません。自分がこういう空間に住みたいという形を実現しました。大変な冒険でしたが、何とか家族が食べていける収入はあります。要はコンセプトをきちんとしてそれを具体的にあらわせば、時間がかかっても知られていくと思います。ただ、投下した資本を短期間で回収しようとする荒れてくるということは、白馬のペンションを見るとよくわかります。

星野（岡山大学）：2050年の姿を決めるのは2030年頃までの活性化だというお話がありました。パネラーの方々は中山間の活性化のために、行政も含めて外側からどういったことを期待していますか。また住民自身も内側から何かし、あるいは変わる必要があると思いますが。

杉本：私は非農家から農家に嫁いだので両方の生活を比

較できる立場でした。一番驚いたのが労働時間がめちゃくちゃだということです。夜明けから日暮れまで労働時間というような問題がたくさんあります。それを解決しない限り、立派なビジョンを掲げて外側から改革しようとしても、農村に住む者がついていけない気がします。今後の農業に対する知識を一番知らなければならない農民が、実は一番知らないのではと、皆さんのお話を聞いて考えました。いろんな計画の中で、農家の方たちとどう一体化して進めるかがカギだと思います。

三野：最後に杉本さんにお聞きしたい。2050年というと、もう次の世代です。杉本さんのお子様が真剣に農村のことを考え、農業をやりたいとおっしゃっている。そこに2050年のビジョンを描くカギがあると思うのですが。

●農家としてのライフスタイルを見せる

杉本：子育ての中で農業に参加させ、親の生きる姿勢を見せる、これはこれからの農村に生きる女性の大きな役割の一つだと思います。私の子供は親の生きざまに感動して、農業をすることに決めたと作文を書き学校で発表しました。今中学3年で、農業高校に進むのは私の子供1人だろうと思いますが、それを何度言っても「絶対に僕は農業高校に行く」と言い切るのです。農業に生きる私たちが、3Kとか苦しいことばかりを前に出すのでは

なく、苦しいことの次に待っている農業の楽しさ、農家のサラリーマン世帯にないライフスタイルを子供達に見えるように生きる、そんな姿勢が大事だと思いました。三野：20世紀は工業文明と都市の急膨張の時代でしたが、21世紀は違った価値基準を持つと思います。今日お話を伺って、私どもは2050年を20世紀の延長で考え過ぎていると感じました。中山間地域は農家だけでなく、バラエティーに富んだ方々が生き生きと暮らせる空間になる、そんな夢や自信を持ちたいと思います。今日、経済の基本的な考え方は「規模の経済」から「範囲の経済」に移りつつありますが、範囲の経済では、中山間こそが大きな発展のポテンシャルを秘めており、それを引き出す準備をするのが私どもの最大の課題だと思います。中山間地域は最も優れた生活空間、また情報や文化の発進基地になり、農村の文化情報雑誌が大ヒットして、若い人が押し寄せてくるかも知れない、そのような期待が農業外の人から中山間地域に寄せられているということ、最後に披露したいと思います。講師の皆さん、パネラーの皆さん、ありがとうございました。

(パネルディスカッションでの発言内容は事務局の責任で要約した。なお、編集に際し藤本直也氏(農林水産省・元常任幹事)に協力頂いた。)

事務局通信

本年は年頭から、阪神大震災、地下鉄サリン事件等、近年にない異常な事件が続いており、農業についても震災の影響や昨年の渇水の後遺症で用水が確保できず、今年稲作を断念せざるを得ない農家が一部現れている。このような不安な社会情勢の一方で、震災に際して多数のボランティアが活躍し、全国から義捐金や被災者受け入れの申し出が寄せられたことは、せめてもの明るい話題であったと言える。

本年の研修集会のテーマである農村環境の管理もまた、広く国民の支援を必要とする事柄であり、突発的な事態に際してではなく日常生活の中で、いかに国民の広範な理解と関心を得て、共生的な社会を展望していくかが重要な課題と思われる。

昨夏、岡山市で開催した第16回現地研修集会は、509名の参加者を得て、実り多い盛会となった。これもひとえに岡山県・関係市町村・土地改良区をはじめ中国四国農政局の担当者等のご尽力の賜と感謝申し上げる。また本年は、ご多忙な中を岩手県で開催をお引き受け願った。昨年と同様、実り多い研修となることを願って止まない。

当部会では研修集会のほかに討論集会を、現場と研究者を結ぶ気軽な討論の場として設定している。これは農業土木学会大会にあわせて開催しているが、昨年は金沢市にて「文化・環境・農業農村整備事業」のテーマで、栗田明良氏（労働科学研究所）、泉峰一氏（滋賀県農林水産部）に話題提供を願い、金木亮一氏（滋賀県立短大）の司会を得て、47名の参加者による活発な議論が行われた。また本年は宮崎市にて、「多角的な地域づくりと農村の整備」のテーマで、池上忠身氏（宮崎県綾町）、福田晋（宮崎大学）に話題提供を願い、藤本昌宣（佐賀大学）の司会による討論集会となった。



写真-1 盛会となった第16回現地研修集会



写真-2 現地見学会

また、大学・行政・研究の技術情報交換を目的とした第3回農村計画・整備シンポジウムを、農業工学研究所との共催により開催した。「大学における農村整備学教育の推進と連携協力について」のテーマで検討を行い、各機関の共通認識を深めた。

本年度から高橋強（京都大学）新部長がその任を務めることになった。富田正彦（宇都宮大学）前部長は監事役にあたる。

事務局体制の変更。平成6年10月1日付けで松尾芳雄が農業研究センターに異動、平成7年4月1日付けで友正達美が加わり、有田・唐崎を含めた3人体制となった。

平成7年度農村計画研究部会総会資料

1. 平成6年度活動報告

①第16回現地研修集会

テーマ：「2050年に向けた地域ビジョンの確立」

—中山間地域の活性化と農村整備—

担当幹事：高橋 強，星野 敏

日 時：平成6年8月24～25日（岡山市）

場 所：岡山衛生会館

参加人員：研修集会：509名

②研修集会テキスト兼部会誌の発行

農村計画 Vol.23, No.1 (No.41)

平成6年8月発行

③総会及び討論集会の開催

日 時：平成6年7月21日

場 所：金沢市・社会福祉会館

(1) 総 会

1)平成5年度活動報告及び決算報告

2)平成6年度事業計画, 予算

3)役員体制

(2) 討論集会

テ ー マ：「文化・環境保全と農業農村整備事業」

話題提供 栗田 明良 労働科学研究所

泉 峰一 滋賀県農林水産部

座 長 金木 亮一 滋賀県立短期大

参加人員：47名

④第3回農村計画・整備シンポジウムの開催

(農業工学研究所との共催)

日 時：平成6年6月8日

場 所：農業工学研究所

参加人員：41名

⑤常任幹事会 3回 4/8 7/11 10/25

2. 平成6年度収支決算

(収入)

繰越金	747,303
交付金	100,000
協賛金	100,000
集会参加費	200,000
雑収入	91,518
計	1,238,821

(支出)

会議費	77,800
事務費	150,000
通信費	86,774
研修集会経費	177,381
討論集会経費	69,714
繰越金	677,152
計	1,238,821

3. 平成7年度事業計画(案)

①第17回現地研修集会

テ ー マ：「農村環境の管理を考える」

一次代に引き継ぐ農村環境一

日 時：平成7年8月23～24日(盛岡市)

②研修集会テキスト兼部会誌

農村計画 Vol.24, No.1 (No.42)

平成7年8月発行

③討論集会

テ ー マ：「多角的な地域づくりと農村の整備」

日 時：平成7年7月26日

場 所：宮崎市(学会大会第5会場)

④農村計画・整備シンポジウム

日 時：未定

場 所：農業工学研究所

4. 役員体制(平成7年7月現在)

部 会 長 高橋 強 京都大学農学部

副部会長 山本 敏 農村開発企画委員会

監 事 富田 正彦 宇都宮大学農学部

事務局長 有田 博之 農業工学研究所農村整備部

事 務 局 友正 達美 農業工学研究所農村整備部

唐崎 卓也 農業工学研究所農村整備部

1. 幹事 アイウエオ順 ○ 本年度常任幹事

秋吉 康弘 宮崎大学農学部

足立一日出 北陸農業試験場地域基盤研究部

穴瀬 真 東京農業大学総合研究所

荒井 涼 富山県立技術短期大学

石田 憲治 九州農業試験場農村計画部

○今井 敏行 北陸農業試験場地域基盤研究部

上杉 静夫 日本農業土木コンサルタンツ

○梅田 安治 北海道大学農学部

大西 博 ㈱チェリーコンサルタンツ

○荻野 芳彦 大阪府立大学農学部

翁長 謙良 琉球大学農学部

海田 能宏 京都大学東南アジア研究センター

梶 雅弘 ㈱北居設計

金木 亮一 滋賀県立短期大学農業部

- | | | | |
|--------|---------------------|------------|------------------|
| 紙井 泰典 | 高知大学農学部 | 樋浦 道夫 | (社) 地域社会計画センター |
| 上村 寛 | (株) アジアプランニング | 姫野 靖彦 | (株) 内外エンジニアリング |
| 亀山 章 | 東京農工大学農学部 | ○廣瀬 伸 | 農林水産省構造改善局事業計画課 |
| 川本 治 | 中国農業試験場生産環境部 | 広田 純一 | 岩手大学農学部 |
| 木俣 勲 | 東北農業試験場農村計画部 | 藤居 良夫 | 島根大学農学部 |
| 木村 和弘 | 信州大学農学部 | ○藤沢 和 | 明治大学農学部 |
| 木本 凱夫 | 三重大学生物資源学部 | 藤本 昌宣 | 佐賀大学農学部 |
| 日下 達朗 | 山口大学農学部 | 星川 和俊 | 信州大学教養部 |
| 黒田 昭 | 山形大学農学部 | 星野 敏 | 岡山大学農学部 |
| ○小池 聡 | 農村開発企画委員会 | ○松尾 芳雄 | 農業研究センター農業計画部 |
| ○河野 英一 | 日本大学農獣医学部 | 松田 豊 | 帯広畜産大学畜産学部 |
| ○駒村 正治 | 東京農業大学農学部 | ○松本 精一 | (社) 農村環境整備センター |
| ○齊藤 政満 | 農林水産省構造改善局整備課 | 松本 康夫 | 岐阜大学農学部 |
| 佐久間泰一 | 筑波大学農林工学系 | 三沢 真一 | 新潟大学農学部 |
| 櫻井 雄二 | 愛媛大学農学部 | 深山 一弥 | 農林水産省農業研究センター |
| 佐藤 照男 | 秋田県立農業短期大学 | 三輪 晃一 | 鹿児島大学農学部 |
| ○佐藤 寛 | 農業工学研究所農村整備部 | 村上 嗣雄 | (株) 日本技研 |
| ○佐藤 洋平 | 筑波大学社会工学系 | 望月 弘宣 | (株) 葵エンジニアリング |
| ○千賀裕太郎 | 東京農工大学農学部 | 森下 一男 | 香川大学農学部 |
| ○高橋 昇 | (株) カスイコンサルタント東日本支店 | ○矢澤 滝治 | 全国土地改良事業団体連合会 |
| 高橋 博 | (株) 新東洋技術コンサルタント | 矢橋 晨吾 | 千葉大学園芸学部 |
| ○瀧戸 淑章 | 日本農業土木総合研究所 | 藪内 克義 | (株) 協和 |
| 谷口 建 | 弘前大学農学部 | 山上 重吉 | 専修大学北海道短期大学 |
| 戸原 義男 | 九州大学農学部 | ○山路 永司 | 東京大学農学部 |
| 富樫 千之 | 宮城県農業短期大学 | 山下 恒雄 | 四国農業試験場地域基盤研究部 |
| 長島 守正 | 日本大学農獣医学部 | 山本 剛正 | (株) 北海道開発コンサルタント |
| 中曽根英雄 | 茨城大学農学部 | | |
| ○中西 憲雄 | 国土庁地方振興局農村整備課 | 2. 特別幹事・顧問 | 順不同 |
| ○中野 拓治 | 日本農業集落排水協会 | 特別幹事 石光 研二 | 農村開発企画委員会 |
| 中野 敏信 | (株) 三佑コンサルタント東京支社 | 〃 中川昭一郎 | 東京農業大学農学部 |
| 中山 熙之 | 北海道農業試験場農村計画部 | 〃 北村貞太郎 | 京都大学農学部 |
| 西山 和宏 | (株) 太陽コンサルタント | 〃 小出 進 | 東京農業大学農学部 |
| 野村 安治 | 鳥取大学農学部 | 〃 安富 六郎 | 元・部会長 |
| 野本 健 | (株) 北海道農業近代化コンサルタント | 顧問 高須 俊行 | 元・部会長 |
| 畑 武志 | 神戸大学農学部 | 〃 西口 猛 | 元・部会長 |
| 八丁 信正 | 近畿大学農学部 | 〃 長崎 明 | 元・新潟大学長 |
| 服部 俊宏 | 北里大学農獣医学畜産学部 | | |

刊 行 物 案 内

農業土木学会農村計画研究部会誌「農村計画」のバックナンバーは別表のとおりです。ご入用の方は下記申込要領により、部会事務局までお申込下さい。なおバックナンバーの目次をご希望の方は、目次のコピーサービス（既刊全号）を始めましたので併せてご利用下さい。

農業工学研究所 農村整備部
地域計画研究室内
農村計画研究部会事務局あて
(TEL 0298-38-7548~9)

記

1. バックナンバーの価格 1冊 1,500円（送料事務局負担）
2. 申込方法 購入を希望される巻号（通巻号）冊数，送本先連絡電話番号を明記し，官製ハガキでお申込下さい。
3. 申 込 先 〒305 茨城県つくば市観音台2-1-2
4. 送金方法 送本時に振込用紙を同封します。見積書，納品書，請求書は添付しますが，所定の用紙が必要な場合はその旨ご連絡下さい。
5. 目次のコピー 郵便料とコピー代金の実費（既刊全号セット300円）で頒布します。目次コピー入用の方は60円切手枚を同封し，送付先を明記の上，封書で部会誌と同じ申込先へお申込下さい。

部会誌各号の特集・テーマ

通巻号	特 集 内 容	発行年月	通巻号	特 集 内 容	発行年月
1*	第1回研究集会	1972. 5	21	投 稿	1980. 7
2*	投 稿	1973. 4	22/23	合併号 農村計画と土地利用計画	1981. 1
3*	第3回研究集会	1973. 4	24	80年代の村づくりへの展望	1981. 3
4*	第5回研究集会	1974. 6	25	農村計画における土地利用調整	1981.10
5*	投 稿	1974. 7	26	明るい村づくりの新軌道	1981.12
6	投 稿	1975. 6	27/28	合併号 部会設立10周年	1982. 3
7*	第8回研究集会	1975.12	29	農村計画と集落排水	1982. 7
8	投 稿	1976. 6	30	水質保全と集落排水	1983. 7
9*	第6回研究集会	1977. 3	31	土地改良の新しい展開を求めて	1984. 7
10	第9回研究集会	1977. 3	32	農村整備の新しい方向	1985. 8
11*	第10回研究集会	1977. 3	33	新しい時代の農村計画	1986. 7
12*	投 稿	1977. 3	34	魅力ある農村空間の創造	1987. 7
13	第11回研究集会	1978. 3	35*	ゆとりとやすらぎのある農村計画を求めて	1988. 7
14	第12回研究集会	1978. 3	36*	農村地域の活性化をめざして	1989. 7
15	過疎地域における農山村開発	1979. 1	37	中山間地の開発と村おこし	1990. 8
16	投 稿	1979. 3	38*	都市・農村における快適な農空間の創造	1991. 8
17	投 稿	1979. 8	39*	文化と歴史の調和したむらづくり	1992. 8
18	定住構想と農村計画	1980. 3	40	農村アメニティの構築に向けて	1993. 8
19	農村定住条件と村づくり	1980. 3	41	2050年に向けた地域ビジョンの確立	1994. 8
20	土地分級と土地利用計画	1980. 3			

*印は絶版のため，コピー製本版にて頒布

編集後記

部会誌は今年で発刊24年，通算42号を数える。事務局にはこれらのバックナンバーが全刊そろっている。部会誌の編集に追われる傍ら，これらに目がいくことがある。先日，明治中期の秋田県で農村指導活動を行った石川理紀之助を紹介した報文（24号・1981年）を読んだ。農村整備の現場に根ざした研究やケーススタディが多い部会誌の中にあつて，異色ともいえる報文である。筆者の川上富三氏（当時教育長）は理紀之助の紹介を通じて，「村づくりとは何か」という根本

的な問いかけを行っている。氏が指摘するように理紀之助の業績をそのまま現代に展開することはできないが，学ぶべき点は多い。

部会誌は農村整備事業の発足と共に生まれ，その歴史を刻んできた。そこには農村計画を志した諸先輩の努力の足跡をみることができる。大いに学ぶべし。

なお，部会誌は1部1,500円で頒布している。希望者は事務局へ。

（か）

----- MEMO -----

MEMO

----- MEMO -----

----- MEMO -----

私達は、岩手の
農業農村整備事業
に貢献します！

農業農村の明日のために

岩手県農業土木技術協議会

会長 高弥建設(株) 代表取締役会長 望月 茂
☎020 盛岡市紺屋町2-12
TEL 0196-53-5181

副会長 (株) 照 甲 組 取締役社長 照 井 喜夫
☎025 花巻市桜町1-417
TEL 0198-23-4228

“ 藤根建設(株) 代表取締役 藤根 義慶
☎028-73 岩手郡松尾村寄木12-23-2
TEL 0195-78-3111

“ 丸伊工業(株) 代表取締役 伊藤 保夫
☎023 水沢市水沢工業団地3-10
TEL 0197-22-2111

岩手県農業土木技術協議会



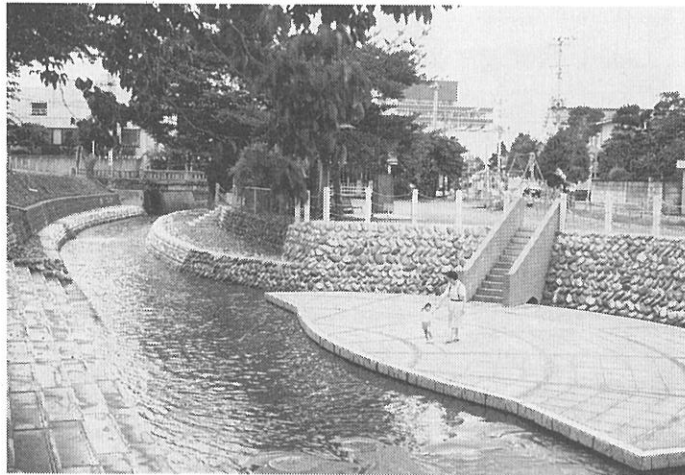
農業農村の明日のために

理事	菱和建設(株) 代表取締役会長 ☎020-01 盛岡市みたけ1-6-30	瀧口和夫 TEL 0196-41-1111
"	(株)平野組 代表取締役社長 ☎021 一関市竹山町6-4	須田利治 TEL 0191-26-3711
"	(株)戸澤建設 代表取締役 ☎028-75 二戸郡安代町赤坂田45-3	戸澤正人 TEL 0195-72-5211
"	(株)下斗米組 代表取締役社長 ☎028 久慈市長内町24-162	下斗米 一 男 TEL 0194-53-3111
監事	昭栄建設(株) 代表取締役会長 ☎020-01 盛岡市上堂4-11-8	川口 榮 TEL 0196-47-2222
"	(株)長谷川建設 代表取締役会長 ☎029-22 陸前高田市高田町字木宿97-5	長谷川 順 三 TEL 0192-55-2211
顧問	(株)橋本工務店 代表取締役会長 ☎029-08 東磐井郡千厩町千厩字岩間36-1	橋本 忠之助 TEL 0191-53-2185
会員	岩井建設(株) 代表取締役 ☎020-05 岩手郡雫石町大字繫5字塩ヶ森175-7	岩井 章 TEL 0196-92-1181
"	(株)中村建設 代表取締役 ☎020-05 岩手郡雫石町大字西根18字大宮136-5	中村 敬 二 TEL 0196-93-2111
"	水本建設(株) 代表取締役 ☎028-36 紫波郡矢巾町南矢巾6-72	水本 林 TEL 0196-97-3141
"	(株)吉田組 代表取締役社長 ☎028-73 岩手郡松尾村寄木12-10	吉田 知 義 TEL 0195-78-3341
"	岩手建工(株) 代表取締役 ☎020 盛岡市神明町10-25	柳 田 宏 TEL 0196-51-6903



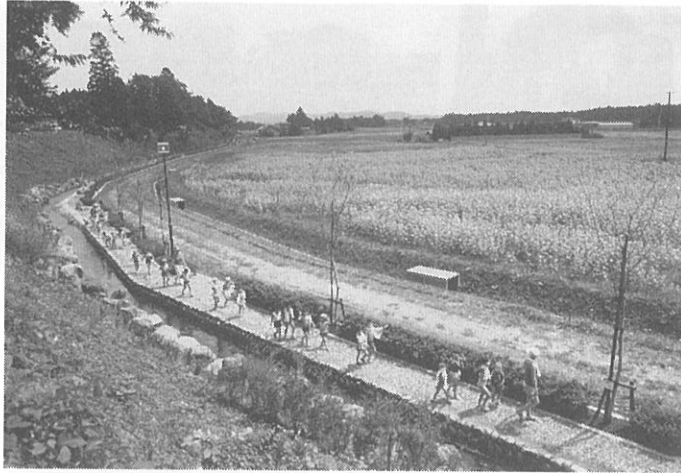
農業農村の明日のために

会 員	(株) 千 田 組 代表取締役	北井崎 金 蔵
	Ⓣ020 盛岡市天神町11-12	TEL 0196-24-1661
”	(株) 水 清 建設 代表取締役	水 本 清
	Ⓣ028-36 紫波郡矢巾町西徳田5-201-2	TEL 0196-97-2318
”	樋 下 建設(株) 代表取締役	樋 下 正 信
	Ⓣ020 盛岡市菜園1-6-3	TEL 0196-25-3737
”	山 本 建設(株) 代表取締役	山 本 茂
	Ⓣ028-76 二戸郡安代町字白沢口13-1	TEL 0195-73-2111
”	秋 柴 重 機(株) 代表取締役	小田中 敬 夫
	Ⓣ028-31 稗貫郡石鳥谷町北寺林7-350	TEL 0198-45-3541
”	(株) 伊 藤 組 取締役社長	伊 藤 智 仁
	Ⓣ025 花巻市南城241	TEL 0198-24-1193
”	東 北 機 械(株) 代表取締役	平 沢 英 一
	Ⓣ025 花巻市天下田48-5	TEL 0198-22-4155
”	成 和 建 設(株) 代表取締役	小田島 和 夫
	Ⓣ025-03 花巻市金矢3-17-5	TEL 0198-27-2159
”	浅 与 建 設(株) 代表取締役	浅 沼 裕
	Ⓣ028-01 和賀郡東和町土沢8-6	TEL 0198-42-2611
”	(株)長田工務店 代表取締役	長 田 三 男
	Ⓣ028-31 稗貫郡石鳥谷町八幡3-76-5	TEL 0198-45-3700
”	小田島建設(株) 代表取締役	小田島 博
	Ⓣ024-03 北上市和賀町堅川目1-33-21	TEL 0197-72-2011
”	(株)小原建設 代表取締役	小 原 満 雄
	Ⓣ024 北上市字村崎野15-312-8	TEL 0197-66-3125



農業農村の明日のために

会 員	(株) 佐 藤 組	代表取締役	佐 藤 正 昭
	Ⓣ024	北上市相去町旧館沢20-1	TEL 0197-67-5555
"	(株) 小 田 島 組	代表取締役	小田島 敏 夫
	Ⓣ024-03	北上市和賀町堅川目1-33-137	TEL 0197-72-2176
"	(株) 高 市 組	代表取締役	高 橋 和 敏
	Ⓣ024	北上市町分18-125	TEL 0197-63-5611
"	板 谷 建 設 (株)	取締役社長	板 屋 欣 治
	Ⓣ023	水沢市台町3-35	TEL 0197-24-5181
"	丸 協 建 設 (株)	代表取締役	那須川 シゲ子
	Ⓣ029-42	胆沢郡前沢町字三日町新裏110	TEL 0197-56-3135
"	共 栄 建 設 (株)	代表取締役	小 澤 銀 平
	Ⓣ023-11	江刺市愛宕字滑100	TEL 0197-35-4711
"	高 惣 建 設 (株)	取締役社長	高 橋 京 造
	Ⓣ023	水沢市花園町1-1-7	TEL 0197-22-3111
"	飯 坂 建 設 (株)	代表取締役	飯 坂 重 雄
	Ⓣ029-42	胆沢郡前沢町古城字千刈田181	TEL 0197-56-4101
"	(株) 佐 藤 技 建	代表取締役	佐 藤 清
	Ⓣ023-11	江刺市南町5-10	TEL 0197-35-4245
"	(株) 浅 間 建 設	代表取締役社長	浅 間 芳 子
	Ⓣ023	水沢市真城字杉ノ下113	TEL 0197-26-2511
"	(株) 板 宮 建 設	代表取締役	板 宮 幸 子
	Ⓣ029-45	胆沢郡金ヶ崎町西根矢来19	TEL 0197-42-2225
"	(株) 小 野 政 建 設 (株)	代表取締役	久保田 良 耕
	Ⓣ021	一関市旭町1-6	TEL 0191-23-5180



農業農村の明日のために

会 員	(株) 佐々木組	代表取締役	佐々木 一 嘉
	☎021	一関市山目字中野140-5	TEL 0191-25-2211
"	(株) 鈴木工材	代表取締役	鈴木 健 朋
	☎021	一関市青葉2-2-8	TEL 0191-23-2280
"	(株) 小山建設	代表取締役	小 山 重 成
	☎029-02	東磐井郡川崎村薄衣字如来地9-17	TEL 0191-43-3315
"	(株) 千葉建設	代表取締役	千 葉 憲 司
	☎029-02	東磐井郡川崎村門崎字渡戸126	TEL 0191-43-2456
"	(株) 松田建設	代表取締役	松 田 孝
	☎028-05	遠野市材木町1-2	TEL 0198-62-2270
"	(株) 佐藤建設	代表取締役	藤 井 修
	☎028-05	遠野市早瀬町1-1-18	TEL 0198-62-2388
"	(株) 遠野土建	代表取締役	三 浦 貞 一
	☎028-05	遠野市青笹町中沢2-52	TEL 0198-62-3053
"	(株) 定信工業	代表取締役	小 原 信 喜
	☎028-05	遠野市青笹町糠前14-20-3	TEL 0198-62-3054
"	(株) 佐藤工業	代表取締役社長	但 野 治 光
	☎028-05	遠野市松崎町白岩25-1	TEL 0198-62-3671
"	(株) かばら建設	代表取締役	浅 沼 昭 男
	☎028-03	上閉伊郡宮守村字上宮守14-93-11	TEL 0198-67-2320
"	(株) 熊谷建設	代表取締役	熊 谷 勝 支
	☎028-84	下閉伊郡田野畑村日蔭57-4	TEL 01943-4-2241
"	(株) 小山組	代表取締役	小 山 二 郎
	☎028	久慈市新井田4-1-2	TEL 0194-52-2555



農業農村の明日のために

会 員	兼 田 建 設 (株) 取締役社長 Ⓣ028 久慈市畑田26-131	小 坂 明 TEL 0194-52-3344
〃	北 星 鋳 業 (株) 代表取締役 Ⓣ028 久慈市川崎町14-10	梶 田 民 夫 TEL 0194-52-1335
〃	宮 城 建 設 (株) 代表取締役社長 Ⓣ028 久慈市新中の橋4-35-3	宮 城 政 章 TEL 0194-52-1111
〃	大 内 田 繁 Ⓣ028 久慈市夏井町字大崎4-2-3	大内田 繁 TEL 0194-52-1355
〃	山 口 建 設 (株) 代表取締役 Ⓣ028 久慈市大川目町12-94-1	山 口 弥 市 TEL 0194-55-2331
〃	つ か や 建 設 (株) 代表取締役 Ⓣ028-88 九戸郡大野村阿子木14-3-5	中 野 功 一 TEL 0194-77-5084
〃	(株) 丹 野 組 代表取締役 Ⓣ028-61 二戸市福岡字中村17-18	丹 野 正 子 TEL 0195-23-6111
〃	(株) 中 館 建 設 代表取締役 Ⓣ028-61 二戸市堀野字馬場50	中 館 真 一 TEL 0195-23-3311

事務局 高 弥 建 設 (株)
Ⓣ020 盛岡市紺屋町2-12

TEL 0196-53-5181

国際航業株式会社

さらに躍進を続ける総合コンサルタント

国際航業は、測量・地質調査、道路・交通計画、トンネル・橋梁設計、上下水道・都市計画及び地域計画、海洋開発、河川・砂防計画、環境調査、廃棄物、農業土木など広範なコンサルティングを通じて、よりよい地域づくりに貢献しています。

支店長 小林 丁一

顧問 竹田 正直

盛岡支店

〒020 盛岡市大通3丁目3-10(七十七日生盛岡ビル8F) TEL0196-23-6536 FAX0196-51-6508

水源から末端施設まで
システム農業の調査・設計

太陽コンサルタント

取締役会長

椎名 乾治

取締役社長

村田 稔尚

農村計画、地域開発、生産流通施設の調査計画
ほ場整備、かんがい排水、畑地かんがい及び自動化多目的施設の計画設計、中小水力発電施設及び利用計画、道路、水路および水利構造物の設計、水質調査、分析、集落排水施設整備計画
農業公害の調査、土壌、地質の調査、解析
農業開発に伴う環境アセスメント

太陽コンサルタント株式会社

本社 〒160 東京都新宿区四谷3丁目5番地
TEL03(3357)6131 FAX03(3359)9049
東京支社 〒160 東京都新宿区四谷3丁目5番地
TEL03(3357)6187 FAX03(3355)1879
札幌支社 〒060 札幌市中央区北1条西20丁目3番地
TEL011(621)3930 FAX011(621)3968
東北支社 〒980 仙台市青葉区本町2丁目16番地15号
TEL022(265)7467 FAX022(265)7496
九州支社 〒862 熊本市長嶺町3520番地-1
TEL096(380)1666 FAX096(380)1554

中四国事務所 〒732 広島市南区稻荷町3番13号
TEL082(262)9760 FAX082(262)9766
大分事務所 〒870 大分市大字畑中字園817番地
TEL0975(45)8955 FAX0975(45)8957
鹿児島事務所 〒890 鹿児島市伊敷町6675-1第2山下ビル2F
TEL0992(20)3301 FAX0992(20)3340
沖縄出張所 〒900 那覇市壺川11番地
TEL098(854)5830 FAX098(855)7077
バンコック事務所 P.O.BOX696 288/12SURIWONGSE ROAD
BANGKOK 10500 THAILAND
TEL234-7915/9 TLX SUCO TH82775
営業所 青森、盛岡、山形、埼玉、静岡、北陸、山口

人と水と土の調和を考える

総合建設コンサルタント



日本技研株式会社

地域に密着したきめ細かい技術サービス
を行うため東北支店に技術部を
開設致しました。

本 社 ☎460 名古屋市中区千代田二丁目16番10号 TEL (052)261-1321(代)
FAX (052)261-1655

東北支店 ☎980 仙台市青葉区本町三丁目 6番17号 TEL (022)267-3642(代)
山交ビル6F FAX (022)267-3787

西松建設の技術が青森の活動力を支えています。た
とえはこの写真の地下鉄。海峡で隔てられた香港島
と九龍半島を結び経済活動をスムーズにしています。



毎日ふれあう技術
西松建設

知らないあいだに会っている。
それが西松の技術です。

代表取締役社長 柴田 平
常務取締役支店長 中西 吉人

本 社 東京都港区虎ノ門一丁目20番10号 電話 03(3502)0232(大代表)
東北支店 仙台市青葉区大町二丁目8番33号 電話 022(261)8161 (代表)

技術で地域社会に奉仕する



日本舗道株式会社

取締役東北支店長 木本 秀信

岩手支店長 中山 茂

東北支店 仙台市青葉区一番町4-6-1(仙台第一生命タワービル) ☎ (022) 262-1511
岩手支店 盛岡市神明町5-5 ☎ (0196) 23-7331

大切な夢を育んでいきたい。

都市社会に求められるトータルな機能。建設の未来を考える時……私たちは「生活する人間」を原点とする独自のポリシーを持ち、人と人が優しくふれあい、成熟した文化が育まれる都市造りをめざしてきました。過去の実績を生かし、そしてまた今を大切に、これからの街造りを考えていきたいと思えます。

**飛島建設**

本社/東京都千代田区三番町2番地 電話 TEL 03-3663-1111

技術と信頼



ライト工業株式会社

代表取締役社長 川合 恒孝 盛岡支店長 吉田 安範

本社 ㊟102 東京都千代田区九段北4-2-35 ☎03(3265)2551< 大代表>
盛岡支店 ㊟020 盛岡市大通1-3-4 ☎0196(24)4705 FAX 0196(53)3379
青森営業所 ㊟030 青森市安方2-9-20 ☎0177(76)3956 FAX 0177(34)6759

夢をかたちに
信頼と創造の富士通

FUJITSU

これからは、“情報”が肥料です。

パソコンの本領発揮。あなたの農業経営を応援します。



おもな製品

- 農業経営情報：農業簿記・農業日誌・土地台帳
- 生産技術情報：土壌情報・気象情報・栽培暦
- 市況・流通情報：市況情報
- その他：集荷場荷受・マッピング

利用者の運用形態（農家、系統組織、自治体・研究機関）に則したシステムを提供します。

富士通 農業情報システム（アグリパック）

AGRIPACK

富士通株式会社 岩手支店
〒020 盛岡市中央通3-1-2 ☎(0196)51-1511

E&Mの神鋼電機
エレクトロニクス X&A-エレクトロニクス

かんがい用水に、排水に、
水の管理を大幅に効率アップ。



使いやすさを追求した
CRT中央監視操作卓と
グラフィックパネル

神鋼 農業用水電気設備

SHINKO

神鋼電機は、各種の水処理電気設備に長年の実績を誇り
農業用水分野でも高性能な製品を豊富に提供しています。

神鋼電機株式会社 公共本部

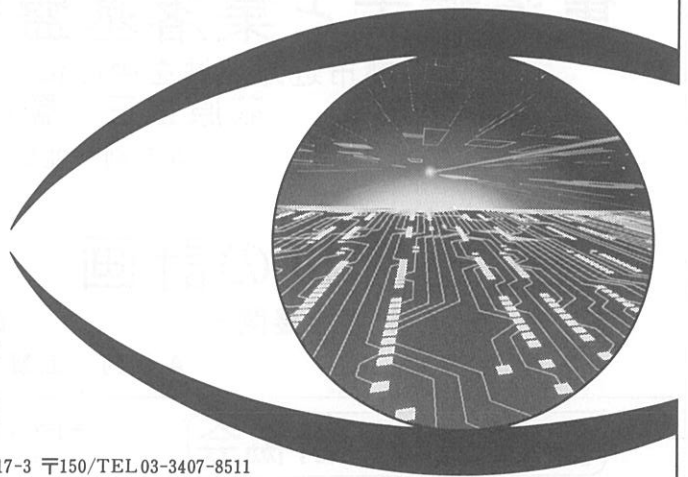
●本社/東京都中央区日本橋3-12-2 朝日ビル ☎103 ☎(03)3274-1125

ソフトの
眼で見る
21世紀

- 建設は人々の暮らしの基幹を担っています。
自然からエネルギーを取り出し、人や物の交流の道を作り、人々の生命や活動をまもりまします。
- やがて21世紀——人々はさらに便利さと安全、そして快適さを求めることでしょう。
そのニーズにこたえ建設にも「心」をふきこみ、やすらぎと暖かさをもたらすのはハードを超えたソフトの眼です。
- 青木建設は未来をしっかり見つめ、人々の豊かな生活への貢献をテーマに、世界の各国で多角的な事業展開を力強く進めています。

AOKI
AOKI CORPORATION

株式会社 青木建設 ●東京都渋谷区渋谷2-17-3 〒150/TEL 03-3407-8511



HEART & TECHNOLOGY

技術は人の友だちです。

人と自然、人と情報、人と技術…
さまざまな関係のあり方に
変化の訪れる世紀、21世紀。
住友建設は、先進技術で
しなやか空間づくりをめざします。



住友建設株式会社

本社：東京都新宿区荒木町13-4 〒160 TEL 03(353)5111
東北支店：仙台市青葉区春日町9番15号 〒980 TEL 022(225)6761

北の国型村落の形成

— 一定住化に向けた環境整備 —

長谷山 俊郎 編著

A 5判 並製 228頁 定価2800円

集落拡大と集落基盤整備計画

— 都市近郊地域を中心に —

荻原正三 監修 岩田俊二 著

A 5判 並製 210頁 定価2200円

国土と農村の計画

— その史的展開 —

谷野 陽 著

A 5判 上製 396頁 定価4300円



財団法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区下目黒3-9-13 目黒・炭やビル
TEL 03-3492-2987(代) 振替 00190-5-70255

農業土木学会農村計画研究部会規約

(昭和60年5月9日改正)

名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、共同研究、研究会等の開催、研究資料の収集・配布、関連諸機関との学術交流等を行う。

所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役 員

5. この部会には部会長1人、副部会長1人、常任幹事、幹事若干名及び監事1人の役員をおく。

総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、部会の重要事項について審議する。

役員会等

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には常任幹事会及び必要に応じて各種委員会を設ける。

経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、寄付金等によってまかなう。

入退会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

事務局

10. この部会の事務局は、茨城県つくば市観音台2-1-2 農林水産省農業工学研究所農村整備部地域計画研究室内におく。

1995年8月10日 印刷

1995年8月15日 発行

編集・発行 農業土木学会農村計画研究部会
〒305 茨城県つくば市観音台2の1の2
農林水産省農業工学研究所
農村整備部 地域計画研究室内

TEL 0298-38-7548, 7549

口座番号 00180-3-22279

口座名称 農村計画研究部会

制 作 財団法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区下目黒3-9-13 目黒・炭やビル

TEL 03-3492-2950(編集部)

JOURNAL OF **RURAL PLANNING**

Vol. 24-I No. 42

1995. 8

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING

The National Research Institute of Agricultural Engineering.

Department of Rural Improvement, Laboratory of Rural Planning

2-1-2, Kannondai, Tsukuba,

Ibaraki, 305 JAPAN